

令和7年第4回取手市議会定例会会議録（第3号）【速報版】

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和7年12月 4日午前10時00分			議長	山野井 隆
	散会	令和7年12月 4日午後 2時24分			議長	山野井 隆
出席及び欠席 議員の氏名 出席 21名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊂公務欠席を 示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別
	1	長塚 美雪	○	13	欠	員
	2	本田 和成	○	14	落合 信太郎	○
	3	岡口 すみえ	○	15	欠	員
	4	古谷 貴子	○	16	金澤 克仁	○
	5	杉山 尊宣	○	17	欠	員
	6	佐野 太一	○	18	山野井 隆	○
	7	海東 一弘	○	19	染谷 和博	○
	8	根岸 裕美子	○	20	佐藤 隆治	○
	9	久保田 真澄	○	21	入江 洋一	○
	10	鈴木 三男	○	22	赤羽 直一	○
	11	関川 翔	○	23	遠山 智恵子	○
	12	小堤 修	○	24	加増 充子	○
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事務局長	前野 拓	事務局次長	蛯原 康友		

説明のため議場に出席した者の職氏名

市	育	長	中	村	修
教	育	長	石	塚	英
副	市	長	伊	藤	哲
副	市	長	黒	澤	行
総	務	部	吉	田	彦
政	策	推進部	齋	藤	彦
財	政	部	田	中	樹
健	康	福祉部	彦	坂	哲
こ	ど	も部	助	川	美
ま	ち	づくり部	森	川	典
建	設	部	渡	来	一
都	市	整備部	浅	野	生
教	育	部	飯	竹	昌
消		防	岡	田	紀
会	計	管	斎	藤	昭
総	務	理	立	野	司
健	康	部	直	井	徹
ま	ち	づくり部	木	村	一
ま	ち	づくり振興部	太	太	孝
総	務	次長	靖	靖	勝
市	民	課	正	正	吾
政	策	協	慎	慎	治
財	政	推	公	公	子
高	齢	福	治	久	美
こ	ど	祉	原	橋	子
排	水	相	谷	井	代
学	対	談	大	橋	稔
指	務	策	篠	樋	一
国	導	課	石	橋	陽
環	保	年金課	丸	山	信
境	政	副	吉	三	彦
政	策	参	吉	住	子
策	室	事長	吉	田	也

令和 7 年第 4 回取手市議会定例会議事日程（第 3 号）

令和 7 年 12 月 4 日（木）午前 10 時開議

日程第 1 市政に関する一般質問

- ① 染谷 和博 議員
- ② 鈴木 三男 議員
- ③ 落合信太郎 議員
- ④ 佐野 太一 議員

会議に付した事件

日程第1 市政に関する一般質問

- ①染谷 和博 議員
- ②鈴木 三男 議員
- ③落合信太郎 議員
- ④佐野 太一 議員

議事録

議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（山野井 隆君） ただいまの出席議員は 21 名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。定例会の配付資料につきましては、当日の会議開始までに市ホームページに掲載しておりますので御活用ください。

日程第 1 市政に関する一般質問

○議長（山野井 隆君） 日程第 1、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しますと宣告して質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第 1 項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてただす場であります。したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは、地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますので、ご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに、答弁を含み 1 人 60 分以内です。また、1 回目の質問は 30 分以内で行うこととします。

それでは、質問通告順に従い質問を許します。

まず、染谷和博君。

[19 番 染谷和博君登壇]

○19 番（染谷和博君） 皆様、おはようございます。今回、くじ運悪く後攻になっておりました。11 人集まつて、11 番という。予備抽せん 11 番、本抽せん 11 番という、このくじ運のなき、すばらしいなと自分ながら思っております。最近私、市長を見習いましてあることをしております、ダイエットをしました。4 キロちょっと減りまして、例として、今すごくズボンが緩くて、ちょっと昔の背広を出したんですけど、それでも緩いという。かと言って小さいのを買うとちょっと怪しいんで、これで頑張っていきたいと思っております。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。犯罪ランキング、「犯罪が少なく安全に暮らせる街にするために」です。茨城県は 11 月 27 日に、独自指標を基に県民の幸せを見る化した「いばらき幸福度指標」で、2025 年度の総合順位が 3 年連続で全国 13 位だったと発表しました。各指標では、学力や教員の I C T 指導など教育振興が改善したほか、工場立地や県民所得など産業振興も高かった。一方、犯罪防止は刑法犯認知件数が全国水準を大きく下回るなど、前年に続き課題が残ったとしています。3 年連続犯罪防止が課題となりました。茨城県では市町村によって治安状況に大きな差が

あります。近年は特殊詐欺の増加や犯罪の低年齢化など、犯罪の質的な変化も課題となっています。茨城県は治安のよさで全国45位、県内では143人に1件の割合で事件が発生しており、治安ワーストランキングで3位となっています。資料を使いますので移動させていただきます。

〔19番 染谷和博君質問席に着席し資料を示す〕

○19番（染谷和博君） 資料を見ていただくと分かるように、このように凶悪犯から、その他、総合ランキングまでこうなっております。次なんですけども、これですね、13位——全国45位の中で13位。どうなのかなという感じなんですけども、ここでいきますと、犯罪遭遇率171、犯罪総数605ということで、これは人口によっていろいろ変わってきますけども、そんなにいい数字じゃない。これをどうにかしていきたいというところで的一般質問です。茨城県の犯罪発生率が高い主な原因は、金属盗難・自転車盗難の多さ、検挙率の低さ、都市部への人口集中、交通マナーや暴走族の存在などが挙げられます。茨城県の住民意識調査では、交通マナーの悪さ、暴走族の存在が治安の悪さの要因として挙げられています。夜間の騒音や危険運転が地域住民の不安を高めています。一部地域では、来日外国人による刑法犯の増加も指摘されており、特定の窃盗グループが関与しているケースもあります。対策の改善の動きとして、茨城県警は緊急配備支援システムを導入し、窃盗グループの捕捉を強化し、2024年には特定金属類取扱業条例を施行し、金属くず業者への規制を強化、地域では防犯パトロールや防犯灯の増設など、住民と警察の連携による取組も進んでいます。取手市ではどのような対策が取られているか、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） 皆様、おはようございます。それでは、染谷議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。刑法犯の認知件数——先ほど染谷議員のほうからも資料の提供ございましたが、茨城県は全国でも高い犯罪率——犯罪の発生率となっております。こちら、住宅侵入窃盗をはじめ、乗り物窃盗、それから偽電話詐欺など、市民に不安を与える犯罪が多く発生している状況でございます。取手市におきましては——こちらは令和7年10月末現在ですので、先ほどの数字とはちょっと異なってまいりますけども、刑法犯の認知件数は655件で、茨城県内における犯罪発生率、こちらは44市町村あるうちの18位となっております。住宅侵入窃盗ですとか乗り物盗を中心に、前年比で178件増加というような傾向で、犯罪対策の強化が必要であると考えてございます。こうした状況を踏まえまして、市では取手市安心で安全なまちづくり条例を基本に、とりで未来創造プラン2024の重点施策であります「安全安心な生活が送れるまちづくり」といたしまして、市内各所へ防犯カメラの設置をはじめ、治安向上と犯罪の未然防止につながることを目的としたドライブレコーダーの見守り事業、それから市内2か所の防犯ステーションを拠点といたしました児童生徒への見守り活動、それから防犯パトロール、市内防犯連絡員と協働いたしました防犯キャンペーン等、地域全体で犯罪抑止に取り組んでいる状

況でございます。今年度は、より実効性のある施策を講じるために、防犯連絡員との意見交換会を実施いたしました。その中では、地域において防犯活動の見える化の必要性というものについて確認をしたところでございます。その取組といたしまして、10月には市内スーパーにおいて、警察と防犯連絡員と協働しながら防犯キャンペーンを実施するとともに、現在防犯パトロール中であることを示すのぼり旗を、防犯連絡員の皆様に御協力をいただきながら市内各所への掲出を進めております。また、防犯連絡員の使用しております車両等に、パトロール中のマグネットをつけていただいての体制というのも構築を進めているところでございます。今後も安全安心な生活が送れるまちづくりを目指しまして、地域と連携しながら有効な施策を推進してまいりたいと、そのように考えている状況でございます。

[総務部長 吉田文彦君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） いろいろやっているということは、今伺って分かりました。なかなかこれといったものは難しいと思いますけども、今後大切になるというものはどんなことか、お考えでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。市といたしましては、引き続き地域ぐるみで防犯に取り組む必要があると考えてございますが、先進自治体では、AIを活用した見守りカメラや、音や動きを検知する高度化された防犯カメラを導入している事例もございまして、新たな技術を防犯対策に生かす動きもございます。市におきましても、既存の防犯対策を有効的に実施、継続していくとともに、DX化など先進自治体の取組も参考にしながら、実効性の高い防犯施策について調査研究を行ってまいりたいと考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） それでは、ちょっと具体的に伺いたいと思いまして。今、防犯ステーション、市内に2か所ございます。これを増設していく予定というのはあるんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 総務部長、吉田文彦君。

○総務部長（吉田文彦君） お答えさせていただきたいと思います。こちらにつきましては、今すぐというようなところではなく、まず2か所あるところについて、さらに充実を図っていきたいというところでございます。あとは、全体的なバランスを見ながらというようなことになってくるかと思いますが、今すぐにというようなところではございません。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） それでは今、要望が出てるような地域というのは、市内であるんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。現時点におきましては、要望の出てる

地域というのはございません。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） あと大切なのは、空き家対策というのは非常に大切になってくると思います。市内でもかなり空き家等が目立ってまいりましたけども、それについては具体的なことはあるんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。空き家に対する防犯対策につきましては、まず所有者による適正な管理を確保することが重要であると考えてございます。そのため市では、ホームページにおいて空き家が窃盗や放火の対象となる危険性があることを周知するとともに、被害に遭わないために、戸締まりの徹底、定期的な草刈りや郵便物の回収などを案内しております。また、所有者へ適正管理通知を行う際には、県警が発行してございます空き巣被害防止の資料を同封し、窓ガラスの補強や補助錠の活用、貴重品を置かないなど、具体的な防犯ポイントを周知してございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 分かりました。それでは次に移らせていただきます。住まいの防犯対策補助金についてです。群馬県高崎市は、現在、防犯カメラなどの防犯用品の購入費や設置費の一部を補助する、市住まいの防犯対策補助金事業を実施しており、予想を上回る申請者を集めて反響を呼んでいます。対象者は、市内に住む70歳以上の人人がいる世帯で、防犯カメラやカメラつきインターホン、防犯フィルムなど計7品目が対象で、購入設置費の半額を補助する——補助し、上限は4万円です。今年4月の事業開始から申請が殺到しまして、1週間で予想を超える388件を受理、市は補正予算を組んで追加対応して、1,689件を超える申請を受けて、予算に達し次第事業は終了するということです。県内で特殊詐欺や強盗など高齢者が被害に遭う事件があり、犯人は侵入に時間がかかったり、カメラで撮影されたりする家を避ける傾向があるため、高崎市は複数の防犯対策を組み合わせる補助を決めました。取手市として、住まいの防犯対策補助金の考え方について、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。防犯カメラや防犯用品等の防犯対策補助金につきましては、これまで議員の皆様から御質問をいただいており、先進自治体における導入事例があるなど、防犯対策の推進に重要な取組であることを認識してございます。特に防犯カメラにつきましては、市においても警察との意見交換を踏まえ、犯罪の抑止や犯罪捜査に特に有効であると考えており、市街地の主要交差点や駅前など人通りが多い場所、農村部への流入が予想される場所等に、市が主体となって広域的に設置を進めてまいりました。しかしながら、市の設置だけでは住宅地内等の危険箇所にまで十分に行き届くことが困難であることから、今後は市における設置を継続しつつ、自治会等の地域単位における防犯体制の確保を目的に、自治会等が設置する防犯カメラへの補助制度について検討を進めているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 今のお話によりますと、自治会単位でつけるといふんであれば市のほうで補助を考えていくということで、私も防犯カメラつけたいなということでいろいろ相談に伺ったことがありますけども、それに関しては、当時はできないということをお答えしたんですけども。防犯カメラとなりますと、いろいろ運用が難しくなるのかなと。設置に関しては、設置することというのはできるでしょうけども、運用に対してはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。運用ということで、特にプライバシー保護ということが重要だと考えてございます。防犯カメラの設置は犯罪抑止に有効である一方、個人のプライバシー保護にも十分配慮する必要があると見てございます。このため、本市が自治会等への防犯カメラ設置補助について制度設計を行っている現在におきましては、ほかの自治体の運用事例を参考にしつつ、適正な運用が確保されるよう一定の基準を設ける方向で考えてございます。具体的には、撮影範囲を配慮することや、画像の管理体制を明確にするため、管理責任者と操作責任者を設置団体で定めること。画像データの保存期間や外部提供の可否など、取扱いルールを明確にしていただくことなどを想定してございます。こうした基準を設けることで、防犯効果とプライバシー保護の両立を図り、地域の皆様が安心して活用できる制度となるよう検討を進めているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 分かりました。今のところ取手市としては、個人への補助というよりも自治会単位への補助を先行してやって、その後個人に行きたいというような考えでよろしいでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 総務部長、吉田文彦君。

○総務部長（吉田文彦君） お答えをさせていただきたいと思います。防犯におきましても、いわゆる自助、共助、公助がございまして、その中でも市としましては、共助が重要であると考えてございます。先ほど市の取組についても答弁させていただいたんですけども、その中で、やはり防犯連絡員等をはじめといたしました見守り活動などの共助を中心に行開をしていただいているところでございます。地域住民の皆様がお互いに協力して防犯対策を行う共助の取組を支援いたしまして、地域全体で防犯力を高めていただくため、自治会などに防犯カメラを補助できないかということで、まさに今検討しているところでございます。まずは個人のところについては、まず自助で何とか補っていただいてというところで、まずはそこの自治会等の共助のところを強化させていただきたい。その先にというところで個人があるのかなと思いますけども、今現在は、そのところについては、まずは自治会等のということによろしくお願いしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） なかなか——やる気はあるけどなかなかということで。個人に対しては、その後ということで。私のうちも先日つけまして、何か前を通るたびにピロピ

ロピロピロ鳴ってうるさいんですけども、ちょうど道路も撮れますので、もし何か近くで犯罪あった場合は、そういうもので提出できるということもありますので、ぜひとも考えていただいてと思います。

それでは、次に移ります。ふるさと納税についてです。現地決済型について。近年は、その場で返礼品を受け取れるふるさと納税が広がっています。専用アプリや自販機を使い、寄附と同時に返礼品を受け取れる仕組みが導入されています。東京都東大和市は、市内の対象店で、ふるさと納税返礼品の受け取りが同時にできるシステムを導入しました。これまで通販型のふるさと納税が主流でしたが、市は地域の特性を密着して感じてもらえるとPRしています。現地決済型と呼ばれるふるさと納税で、アプリ「ロケふる」を使用し、対象店のレジでQRコードを読み取り、返礼品に応じた寄附額をクレジットカードで支払い完了します。寄附額の最大3割が返礼品額になります。市によると、行政の運営コスト削減にもつながることから、現地決済型を導入する自治体が増えています。寄附額に応じた返礼品として電子クーポンを受け取り、そのクーポンで支払うケースが多いですが、「ロケふる」はクーポンが必要ないのがメリットです。納税はネット通販のような感覚で、現地に足を運ばずに寄附先を選ぶケースが多いが、今回の取組で東大和市の魅力を直接伝え、地域業者の活性化につなげたいとしております。ここで見ていただき——切替えていただいて。

[19番 染谷和博君資料を示す]

○19番（染谷和博君） こんな感じの地域決済型モデルを導入ということで、東大和市では多いに宣伝しております。取手市としての取組をお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

財政部長、田中英樹君。

[財政部長 田中英樹君登壇]

○財政部長（田中英樹君） それでは、染谷議員の一般質問に御答弁いたします。東大和市の「ロケふる」ということで、現地決済型のふるさと納税ということでございますが、現地決済型ふるさと納税とは、先ほど御説明ございましたが、寄附者の方が自治体を訪問し、宿泊やゴルフなどの体験サービスを受ける際に、その場で寄附を行うことで、体験・サービス型の返礼品として代金の決済ができるという、ふるさと納税の仕組みでございます。この現地決済型のふるさと納税は、返礼品提供事業者にとっては、導入に当たっての準備や、場合によっては決済等に用いる機器の導入が必要となるなどのハードルもございますが、寄附者にとっては、寄附と返礼品の受け取りが同時に完了いたしますので、利便性が高く、利用が期待されるサービスであるというふうに考えております。県内でも導入自治体は増えており、近隣では牛久市やつくばみらい市で導入しております。取手市でも今年度7月に導入いたしまして、市内ゴルフ場にて運用を開始したところでございます。

[財政部長 田中英樹君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） ありがとうございます。一部、今やっているということなんで

すけども、導入後の状況についてお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。当市が導入しましたのは、「ロケふる」ではない、また別のサービスではあるんですが、7月の開始以降、少しづつ寄附を伸ばしているところでございまして、11月20日時点ですが100万円を超えたような状況になっております。ゴルフをプレーされる方々の中には、同じゴルフ場に何度も通っていただける利用者も多いというふうに聞いておりますので、今後できるだけ多くの寄附者を獲得して、ゴルフ場のリピーターの方に、このサービスのリピーターにもなっていただけるように、事業者にも御協力をいただきながらPRを進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） これはゴルフ場だけ導入したというのは、どういう理由でしょうか。

○議長（山野井 隆君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。私どもも当初より、現地決済型ふるさと納税、何らかの形で導入したいということで検討を進めておりました。その検討に当たりましては、導入費用やランニングコストがかからないサービスを選びたいということですとか、総務省の返礼品の基準に合致する施設であると、こういったことの考えの下、現地決済型のふるさと納税の提供事業者さん、たくさんのサービス事業者さんがいらっしゃいますので、そちらの説明会に参加したりですとか、そういったサービス提供事業者さんとの面談によってその内容を確認するなど、様々準備を進めてきたところでございます。そのような中、かねてよりお声がけをしていた市内ゴルフ場の、そのグループ企業の本社的なところが現地決済型アプリ業者と提携をして、そのグループ全体でその事業者のアプリを入れようということになりましたので、取手市でも同じように、この同社の導入を決定したという次第でございます。そのため、ゴルフ場のみの運用となっております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 本社が導入するので全部導入されたということで——ということなんんですけども、取手市として今後どのような方針でやっていくのか、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。現地決済型のふるさと納税は、小売店などで活用しようとした場合には、市内産の返礼品など以外のものを購入してしまう可能性がありますので、返礼品基準を遵守しながら活用していくのが難しいという側面も、実はございます。そのため、現地決済型ふるさと納税は、私どもが導入しているゴルフ場の施設や、あと例えば観光地とかの宿泊施設などでの利用も考えられるかなというふうに考えております。このような形で、その場でサービスとして提供される体験型の返礼

品での活用が効果的であろうというふうに捉えております。今のところ取手市では、現地決済型にマッチするような体験型の返礼品を提供してくださっている事業者さんは、さほど多くないという状況にございます。なので、この現地決済型を大きく拡大していくような状況には、残念ながらまだなっていないという状況にあります。しかし、先ほど部長からも答弁ありましたとおり、その場で返礼品を受け取れますので、寄附者にとっては利便性が高く、話題になることも多いだろうというふうに捉えております。今後、この現地決済型の活用が見込まれるのではないかという、体験型の返礼品を御提供くださる市内の事業者さんからお声がけをいただいた際には、この現地決済型のふるさと納税の事業者とも連携しながら、スムーズに導入ができるように取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 今は現地決済型が非常に向いているということで。そうかと言って、例えば小売店さんが向いてないというわけでもありませんので、ふるさと納税の楽しみの一つとして、頼んでから届くまでというのもあるんでしょうけども、この後やりますけれども、置き配についてとか、ちょっとやりますけれども、そのまま持ってっていただけ——いただければ、宅配を減らすこともできるということがありますので、その辺も考えていただきたいなと思ってます。

あと今日なんですけど、ちょっと新聞見まして、政府がふるさと納税控除に上限を設けるというようなことが載っておりました。例えば、300万円の方は2万8,000円、500万円の方は6万1,000円、1,000万円の方は18万円、1億円の方は438万円、10億円の方は4,524万円って、10億円って誰考てるのかよく分かんないんですけども。そういうのがありましたけど、今後、まだ検討段階ですので、このようなことが決まった場合、取手市として影響はどのようなことがあるでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君） お答えいたします。寄附の上限額につきましての報道につきましては、私どものほうでも承知しているところでございます。上限額を定めるということになりますと、取手市での高額の寄附返礼品について若干の制限がかかってくるのかなというところで、多少の影響は見込まれるのではないかということを考えております。ただ、こちらの詳細につきましては、今後税制調査会のほうで検討するということになっておりますので、こちらの動向について注視していきたいというふうに考えております。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） これとそんなに大きくは変わんないんでしょうけども、同等だったら、それほど取手市は影響はないということで。はい、分かりました。ありがとうございます。

それでは、次に行かせていただきます。置き配利用についてお伺いします。これは令和5年第3回定例会で、当時の齋藤久代議員が一般質問しております。再配達を減らし、安全安心の置き配実現についてです。宅配ボックスへの補助金について。宅配便の配達戸数

は増加しています。経済産業省によれば、国内ネット通販の市場規模は2023年に24.8兆円に達し、この10年で10倍近くに成長しました。これに伴い宅配便の取扱個数は、2023年度に約50億個と過去最高を更新しております。

[19番 染谷和博君資料を示す]

○19番（染谷和博君） これですね。ずっとこのような具合で、右肩上がりで今50億個ということになっております。1つ当たりの量は小さく、配送回数が増える小口が常態化しています。一方で、物流を担うドライバーの数は減少傾向にあり、国土交通省によると、ドライバー1人当たりの月間配達戸数は、ここ数年で3割ほど増加しております。

ということで、次、こちらです。

[19番 染谷和博君資料を示す]

○19番（染谷和博君） ドライバーの数は減ってるけども宅配が増えてるということで、1人当たりの負担がかなり大きくなっているというのが、こちらを見て分かります。2024年から適用された働き方改革関連法による時間外労働の上限規制もあり、輸送能力は限られており、旺盛な需要を支える物流業界の疲弊が懸念されています。再配達の削減は、ドライバーの負担を直接的に軽減するだけでなく、特に地方部で走行距離を減らし、二酸化炭素の排出を制御することにもつながります。このため、国は置き配に加え、コンビニでの受け取りや宅配ボックスの活用といった多様な選択肢を提示しております。当時の答弁として、「宅配便の再配達による環境問題についても、環境に考慮した行動を率先して取ることができるよう支援するとともに、宅配ボックスの購入補助についても調査研究してまいりたい」というふうに答弁しております。宅配ボックスへの補助金についての考え方をお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

[まちづくり振興部長 森川和典君登壇]

○まちづくり振興部長（森川和典君） それでは、染谷議員の御質問に答弁をさせていただきます。今、議員からも御案内ありましたとおり、本件につきましては令和5年第3回定例会の一般質問で齋藤久代議員さんから、宅配送時に排出される排気ガスに伴う温室効果ガスの抑制、燃料費高騰で負担が増加している宅配事業者への支援を目的として、宅配ボックス購入補助を実施する自治体の事例が御紹介をされ、取手市への実施についてのお尋ねがございました。再配達は事業者の負担を増やすだけでなく、環境負荷の増大にもつながっております。宅配ボックスを設置して再配達を抑制することは、これらの課題を軽減する有効な手段と認識をおるとところでございます。再配達の抑制には、市民の意識向上と協力が不可欠であり、事業者が既に実施をしております、宅配の様々な受け取り方の周知の啓発を進めるとともに、環境に配慮した行動を取れるよう支援をしながら、あわせて宅配ボックスの購入補助について調査研究を行う旨、回答をさせていただいておりました。議員からも御案内ありましたとおり、近年多様化するライフスタイルに伴い、通信販売を中心とした電子商取引が急速に拡大をいたしまして、宅配便の取扱件数が非常に増

加しております。再配達の増加は物流分野でも深刻な問題となっております。背景には2024年問題——働き方改革での影響でドライバー不足が進行しており、その結果、再配達の対応が重大な社会問題にまで発展していると指摘されております。この社会問題の解決は、地球温暖化対策にも寄与するといわれております。現在、市で行っています宅配ボックスに対する啓発につきましては、環境省でも推進しております「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」——通称「デコ活」の取組の一つとして、置き配の利用を推進しており、広報やホームページで、これら「デコ活」の周知を市としても行わせていただいているところでございます。

〔まちづくり振興部長 森川和典君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 状況は分かりました。それでは次にお伺いしたいのは、近隣の状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

環境政策室長、吉田卓也君。

○環境政策室長（吉田卓也君） それでは、お答えいたします。近隣の補助金の状況につきましては、茨城県内では、つくば市で既設の賃貸共同住宅向けの補助金を実施しております。千葉県では、松戸市・流山市で戸建て住宅・共同住宅向けの宅配ボックス補助金を実施している状況を確認しております。また国土交通省では、長期優良住宅化リフォーム推進事業、子育てグリーン住宅支援事業等で、宅配ボックスの設置が補助の対象となっております。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 近隣の状況はよく分かりました、それでは取手市として、この補助金を実施する予定はあるかどうか、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） まちづくり振興部次長、木村太一君。

○まちづくり振興部次長（木村太一君） 先ほど染谷議員から御紹介ありましたように、宅配便の取扱個数というのが年々増えている状況です。また同じ国土交通省の宅配便の再配達削減に向けてというところの表を見ますと、平成29年度の時点で再配達率というのが15.5%でして、令和6年には10.2%、ちょっとずつ下がっているという状況を把握しております。この数字をどうやって下げていくかというところの中で、御紹介いただいているその宅配ボックスの設置といいますのは、脱炭素にも貢献するものだというふうに認識しておりますし、市民の方の利便性向上にも有効な手段であるというふうに考えております。補助金の導入ということにつきましてですけれども、現時点におきましては、本市独自の補助制度を創設することにつきましては、引き続いて慎重な検討をしていきたいというふうに考えてございます。今後、国のガイドラインも示されるというふうに聞いておりますので、そうした国の動向も注視してまいりたいというふうに思います。さらに補助制度とは別に、再配達の削減や置き配利用に関して、市民の皆様にしっかりと啓発活動であったり情報提供というものを今後進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） なかなか厳しい答弁ということで。それじゃ、お願ひします。

[19番 染谷和博君資料を示す]

○19番（染谷和博君） これがマンションなんかにあるオートロックの解除の例ということでありまして、国交省は配達員によるマンションのオートロック解除の共通化を支援するという考え方を示しております。これができていただければ、配達の皆さんには1回限り入って置いてこれるということで済むんでしょうけども、意外とマンション、留守が多くて大変だというお話を聞きます。先ほどの近隣の状況で言うと、集合住宅等への補助が多いんですけども、その辺のお考えもないでしょうか。

○議長（山野井 隆君） まちづくり振興部次長、木村太一君。

○まちづくり振興部次長（木村太一君） 先ほどお答えしたように、近隣の状況というのを把握しているところでございます。今、御紹介いただいたように、特に集合住宅について行っている自治体がほかにもあるというところは把握してございますけれども、繰り返しになりますが、現状としては、国のガイドライン等を基に判断してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） それでは、秋口に出ると言われてた国のガイドラインがいつ出るんだか分かりませんけども、それが出ましたら、ぜひとも補助できるようにしていただきたいと思っております。今、私たちの生活において物流を介さない経済活動というのはほとんどないんで、私たちの生活に非常に密着しておりますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

それでは、次に移らせていただきます。留学生、外国人労働者へのルール指導等についてです。生活指導講習会について、お伺いいたします。利根町は、日本ウェルネススポーツ大学で学ぶ留学生の生活指導会を開催しました。日本での生活マナーや交通ルールをまず学ぶためです。同大学に留学生が1,445人もいるというので、ちょっと驚きました。講習会は、自転車の乗り方や公園利用の注意点、ごみ出しのルール、外出時は在留カードとパスポートを携帯すること、公園の適正利用、大きな声を出さないなどです。ごみの出し方や交通ルールなどについて、町民から意見が多くあるそうです。これについて山崎町長にお会いする機会がありまして聞きましたら、これはぜひともやりたかったんだということを言っておりまして、実現に至ったそうなんですが、取手市としての取組をお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

[総務部長 吉田文彦君登壇]

○総務部長（吉田文彦君） それでは、御答弁させていただきたいと思います。先ほどございました生活指導講習会でいいですかね——こちら、外国人が日本での生活に適応しやすくするために行われるプログラムでございます。このような講習会では日本の、先ほど

ございましたようにマナーですとか、それから生活習慣の紹介、外国人が知っておくべき日本の法律ですとか規則の説明、それから日本語の基本的なコミュニケーションスキルの習得、地域社会との関わり方の情報提供、そして災害時など緊急時の対応方法など、外国の方が——外国出身者が安心して日本での生活を送れるよう支援することを目的として行われていると認識してございます。取手市における現状でございますが、市が事務局を務めます国際交流協会、こちらでは外国出身者のための日本語学習支援を行ってございます。そのほか地域コミュニティを所管いたします市民協働課では、多文化共生の施策といたしまして、留学生が通う日本語学校ですとか、特定技能の外国人を雇用する事業所に対しまして、共生社会の実現のための取組をお願いしているという状況でございます。以上です。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 分かりました。それでは次に、具体的な取組についてお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 市民協働課長、大隅正勝君。

○市民協働課長（大隅正勝君） お答えさせていただきます。御質問の具体的な取組ということでございますが、ただいま部長からも答弁がございましたとおり、地域コミュニティを所管します市民協働課におきまして、外国人住民が地域の一員として地域住民とともに安全で快適に生活できるよう、多文化共生社会の実現に向けて取組を進めているところでございます。その一環としまして、昨年来、府内各課が把握しております、外国人に関する困り事や地域住民からの相談、あるいは苦情などを集約しまして、市内日本語学校等に情報提供を行ってまいりました。また、私たち市の職員におきましても、外国人の方への情報発信につきまして、改めて考える必要性を認識し、今年の7月には茨城県国際交流協会から講師をお招きしまして、職員を対象に「やさしい日本語」を学ぶ研修会を開催したところでございます。さらに研修会の後に、納税課職員と協働しまして、日本語学校におきまして、「やさしい日本語」による租税教室を開催しまして、研修内容を理解した留学生が納税課職員に個別に質問をする姿も見受けられたと伺っているところでございます。それから、市民の——御質問にございました生活指導、こちらにつきましては、一応、既に日本語学校等において、ごみの分別や出し方などの日常生活における一般的なルール・習慣につきまして、周知・指導が行われると伺っているところでございます。また令和7年4月からは、特定技能1号の在留資格を持つ外国人労働者を雇用する事業所におきまして、1号特定技能外国人支援策を策定し、その中の義務的支援の一つとして、生活オリエンテーションの実施が定められていると伺っております。このため、外国人労働者に対しましても、各事業所において適切な生活指導が行われているものと認識しているところでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） ありがとうございます。毎月、私たち議員に配っていただいて

る国際交流協会の瓦版、これを見せていただきますと、本当に取手市はよくやってるなというふうに感じております。ただ、やはり最近、町を歩いておりますと、以前より外国人の方がかなり増えたのかなという印象がありまして、この間、河川敷を散歩しておりますと、外国人の女の子が一生懸命自転車の練習をしていた。アジアの国だとあまり自転車乗らないのかなということで、自転車の練習してて、ああほほ笑ましいなと思いながらも、やはり自転車もこれから法律変わりますので、恐らく学生さんですので、学校のほうでそういう自転車に乗るときの指導とか、そういうこともしていただけたらというふうに思っております。また今、全国で、外国人住民が10%を超えてるというのが20市區町村あるそうです。近隣でいうと、常総市が10.5%ということになっておりまして、大変多くの外国人がいらっしゃるということで、日本は今平均2.9%ということで、一番多い国がルクセンブルクで51.2%と、半分を超えてるという国もありまして、アメリカが意外と少なく14.5%というようなことだそうです。それでは、一つ資料を見せていただきます。

[19番 染谷和博君資料を示す]

○19番（染谷和博君） これ、何て読むのか分からなくて——あれしたんですけど、北海道占冠村というところです。人口1,590人、日本人が1,008人、外国人が582人です。この20代・30代を見ていただきますと、外国人の方のほうが多い。これは大きな理由として、近くにリゾートがありまして、そこに働きに来てる方が多いということですでこういう人口になっておるんですけども。その中でも子どもたちも、まだ少ないですけども、これからどんどん増えていくだろうということで、外国人の増加に伴いまして、保育士の方を外国人をお雇いしたりとか、いろいろなところで非常にうまくやっているという事例としてこの占冠村があります。外国人の方でも、人口が増えていけば交付税にもプラスになりますし、働いていただいて——先ほど税金の相談をしているという方もいらっしゃいましたけど、税金を払っていただければ本当にいいことですので、こここのところよく耳にする川口市ですか、埼玉の——あそこでは非常に大きな問題になっておりますんで、ああいうふうに問題にならないように、ぜひとも最初の段階でいろいろなことをしていただきたいと思っております。今、取手市において、外国人の方は何名程度いるのかお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 市民協働課長、大隅正勝君。

○市民協働課長（大隅正勝君） お答えさせていただきます。令和7年11月1日現在の茨城県の人口世帯月報によりますと、取手市におきましては3,155人、割合にしまして3%の外国人がお住まいになっているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） その中で、永住者と留学生の割合というのは分かるんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 市民協働課長、大隅正勝君。

○市民協働課長（大隅正勝君） お答えします。割合につきましては、申し訳ございません、今の時点で分かりません。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 分かりました。あと、ちょっと問題になってるのが、外国人の労災というのが、2024年で全国で6,000人を超えたということが話題になっておりましたけども、こういう労災とかがあったとか、そういうことは把握はしてるんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 市民協働課長、大隅正勝君。

○市民協働課長（大隅正勝君） 把握しておりません。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） ぜひとも、いろいろ大変でしょうけども、そういうことも把握できるようにしていっていただきたいなというふうに思っております。今後、取手市も1割を超えるということは必ず出てくるのかなと思っております。2070年には外国人の人口が1割に達するということになっておりますので、取手市は、それより早く来るんじゃないかなというふうに思ってます。また、たまたまテレビを見ていましたら、横浜市の南吉田小学校というところは、580人児童がいるんですけど、その中で6割が外国人という多国籍公立小学校と。何でこれで運営ができるんだということで取材を行ったようなんですけども、そういうところもありますので、ぜひともいろいろな指導等をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次に移らせていただきます。国民健康保険、国民年金の加入状況についてお伺いします。日本に住む外国人は、原則として国民年金または厚生年金に加入する義務があります。国籍に関係なく住民登録があれば対象です。日本に住む外国人のうち、年金制度に未加入の人は一定数存在しており、制度上の義務があるにもかかわらず加入していないケースが問題視されています。外国人の国民健康保険加入者は、全国で85万人から99万人程度で全体の三、四%を占めています。未加入者の正確な人数は公的統計には出ていませんが、住民登録をしていながら未加入ケースが増えていると報告されております。また、日本に住む外国人には、国籍に関係なく国民年金または厚生年金への加入義務があります。未加入は違法であり、将来の永住・帰化申請にも不利に働く可能性があります。取手市の加入状況をお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部長、彦坂 哲君。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康福祉部長（彦坂 哲君） ただいまの染谷議員の御質問にお答えいたします。令和7年4月1日時点での外国人の取手市国民健康保険被保険者数でございますが、1,181人となります。日本人を含めました被保険者数の総数は2万273人となりますので、全体の5.8%が外国人の被保険者となっております。また、外国人の国民年金の加入状況につきましては、国民年金に関しては管理のほうを年金事務所が行っておりまして、市区町村・都道府県単位での外国人の加入状況についての数値が公表されていないため、国全体での加入状況となります。令和6年度末の外国人国民年金加入者は約77万人であり、日本人も含めた全体の5.6%を占めております。なお、外国人の取手市国民健康保険被保険者1,181人中、20歳以上60歳未満の加入者が約980人となっておりますので、取手市の国

民年金に加入している外国人の第1号被保険者数も、同人程度ではないかと考えております。以上です。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） いろいろな事情があって未加入になっているんだと思いますけども、未加入の状況についてお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、直井 徹君。

○健康福祉部次長（直井 徹君） それでは、染谷議員の御質問に御答弁させていただきます。外国人の方々が取手市に転入し住民登録を行う際、市民課で加入する健康保険を聞き取りまして、加入する必要がある場合には国保年金課の窓口に案内していただき、国民健康保険・国民年金の加入手続を行えるように府内で連携が取れております。また、技能実習生や留学生は学校側で引率や代理手続などを行っていただいており、外国人の方々が国民健康保険や国民年金未加入となることは、ほとんどないと考えております。また、国民健康保険及び国民年金制度を御理解いただくためにも、加入手続時に多国語対応のパンフレットの配布や、わかりやすい日本語での説明に努めているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） あまりないということなんですけども、現状として、この納めてない割合というのはどの程度になるのか、お伺いいたします

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、直井 徹君。

○健康福祉部次長（直井 徹君） お答えいたします。令和6年度末の時点で、転出等で資格を喪失している方も含めて、国民健康保険税完納となっていない、一部でも未納がある納税義務者数は2,129人となります。そのうち外国人の納税義務者数は569人、全体の26.7%となっております。なお、国民年金につきましては、全国のデータにはなりますが、外国人の国民年金保険料、令和6年度末最終納付率は49.7%であり、未納者は約8万人となっております。日本人を含めた未納者数が約72万人ですので、11.1%を占めております。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 確かに未納率がちょっと高いのかなというふうな感じがいたします。それでは、それに対して滞納対策についてどのようなことを行っているのか、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、直井 徹君。

○健康福祉部次長（直井 徹君） お答えいたします。取手市での外国人被保険者の内訳で多い技能実習生や留学生は、比較的短期間で取手市から転出していく傾向があります。そのため、在籍している学校と連携して納付書等を学校へ送付し、学校側から外国人被保険者に渡してもらい、制度の理解を深めながら納期限内の納付に御協力いただくようお願いしております。そのため、技能実習生や留学生が未納になるケースというのは比較的小ないのが現状です。また、日本人・外国人、国籍を問わず納期限を過ぎても支払いがな

い場合、収納担当である納税課より督促状、催告書を発行して自主納付を促しております。それでも支払いがされず納税相談等もない場合は、預貯金調査を行い、財産がある場合は差押処分等を行っているところです。また、外国人の方が海外へ転出する際にも、健康保険喪失の手続と未納の確認を行いまして、未納がある方は納税課へ案内し納税相談をし、納付へつなげております。引き続き、外国人住民の方々への制度説明の充実や多言語による情報提供の強化に努め、誰もが安心して医療を受けられる制度を守るため、公平で持続可能な制度運営に努めてまいります。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 分かりました。未納がある程度あるというのは承知しました。それで、やはり転出をする際に払っていただくのが最後のチャンスだと思うんですけども、その際、手続をしたときに現金をお持ちでないというのは普通だと思いますけど、この辺、クレジットカードとか今QR決済とかありますけども、そういうものを使えるのかどうかお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、直井 徹君。

○健康福祉部次長（直井 徹君） お答えいたします。現在の時点では、市税のクレジットカード払いについては、納期限内の納付書に限り、地方税共同機構が運営する「地方税お支払サイト」を経由することで対応可能となっております。同サイトの仕様上、その場で発行する納付書——国保の場合は月割りで計算しますので、その場で発行することになるんですが、そちらについての即時決済は不可能な取扱いとなっております。地方税共同機構は、地方税の支払方法を統一させることなどを目的として設立した地方税法に基づく地方共同法人でありまして、全国共通の取扱いとなっているところです。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 残念ながらできないということになりますと、転出させないわけにはいかないので、転出していただいた後はどのようなことをやるんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、直井 徹君。

○健康福祉部次長（直井 徹君） 可能な方につきましては、現金でお支払いただいた転出となります。転出後につきましては、基本やはり財産調査を行うことによって、財産があれば差押えをしていくというような流れとなります。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） やはりこの辺が大変で、先ほど言った占冠村でもここが課題になっているということで、母国に帰られたらそれで終わってしまうというようなこともありますので、ぜひともこの辺は何とかしていただきたいなというふうな感じもいたします。

では、外国人の方の医療機関への受診率はどのくらいになってるのかお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 国保年金課副参事、吉住三世子さん。

○国保年金課副参事（吉住三世子君） お答えします。令和6年度の医療機関を受診された方々のレセプト総数は33万7,809件、そのうち外国人被保険者のレセプト数は5,149件となり、受診率は約1.5%となります。国保加入者に占める外国人の割合が約5.8%で

すから、外国人の受診率が特に高いということはないと認識しております。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） それでは、お伺いします。加入して本当にすぐ次の日に病院に行くとか入院するとか、そういうケースはあるんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、直井 徹君。

○健康福祉部次長（直井 徹君） お答えいたします。加入日と受診日のほうは、ひもづけて調査をしてないので、その辺りはちょっと分かりかねるところですが、やはり日本に留学する技能実習で来る方というのは若い方が多くて、普通に体に自信がないとなかなかやって来れないと思いますので、比較的そういう事例は少ないかなと思っております。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） それでは、次にお伺いいたします。以前、山野井議長がお伺いしました高額療養費についてなんですけども、その際の答弁として、537件が未納になって、もう転出してしまってることなんですけども、これは追跡のほうはどうなっているんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、直井 徹君。

○健康福祉部次長（直井 徹君） 未納者につきましては、担当であります納税課のほうで追跡調査を行いながら、できるだけ完納するような形で努めております。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 国に帰られたらほぼ不可能だと思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、直井 徹君。

○健康福祉部次長（直井 徹君） 確かにおっしゃるように、外国に転出された場合には、なかなかその後調査して納税につなげることは難しいというところで、最終的には不納欠損という取扱いにせざるを得ないというところでございます。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） そうしますと、日本人・外国人を問わず、国民健康保険に入ってる皆さんのが負担するような形になってしまいますので、ぜひとも、この辺をうまく徴収できるようにしていただきたいと思ってます。また、多くの皆さんのが知りませんが、外国人が日本で年金に加入していて、帰国するときには脱退一時金制度というのがあります。年金を全部じゃないですけども返していただけるという制度があります。日本人はありますけども、もらえるまでに亡くなってしまうとそれで終わってしまうんですけども。非常にそういう制度もありますので、しっかり転入の際にいろんな制度を説明していただきて、しっかり払っていただけるというような体制をつくっていただきたいと思っております。年金についてはこちらでやってないので、脱退一時金制度をどのくらい利用しているか、そういうデータはお持ち合わせではないですね。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、直井 徹君。

○健康福祉部次長（直井 徹君） お答えいたします。ホームページでの調査にはなるん

ですが、令和4年度——これが見つけた最新の数字なんですが、国民年金の脱退一時金の裁定件数——決まった件数が1,397件ということでございます。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 全国ですよね。——そうしますと、かなり少ないのでかなというふうなことを感じまして、最近こういうところをいろいろ言つて……

[チャイム音]

○19番（染谷和博君）（続）外国人優遇だなんだと言つてはいる方たちがいらっしゃつて、それが差別を生んでいるというようなところもありますので、しっかりこういうところは、お支払いしていただくものはお支払いしていただいて、日本人も外国人もなく、うまくやっていけるようにしていかなきやいけないのかなというふうに思つてます。

私も移送サービスのボランティアをしておりまして、介護施設へ行きますと、外国人の方が介護施設で働いていたり等もしておりますし、また友人が鉄工所で勤めてるんですけども、今、外国人の人がいないと仕事が回らない。そのために、休みの日は自分の家でパーティーをするときに呼ぶんだとか言っておりまして。外国の方とうまくやっていかないと日本の経済は回らないというふうになっておりますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。以上で終わります。

○議長（山野井 隆君） ここで大隅課長より発言を求められておりますので、これを許します。

大隅課長。

[市民協働課長 大隅正勝君登壇]

○市民協働課長（大隅正勝君） 先ほどの染谷議員の御質問の中で、取手市における永住者の人数、それから労災——外国人の労災の件数ということでお問合せがありました。こちらにつきまして資料を取り寄せましたので、お答えをさせていただきたいと思います。まず、永住者なんですけども、こちらにつきましては、令和7年11月1日現在におきまして686名となっております。また特別永住者、こちらが106名となっております。それから、外国人の労災につきまして、こちらにつきましては労働基準監督署の所管となりますので、市におきましては現在、把握していない状況となります。以上です。

○議長（山野井 隆君） 染谷議員、よろしいですね。

[チャイム音]

○議長（山野井 隆君） 以上で染谷和博君の質問を終わります。

続いて、鈴木三男君。

[10番 鈴木三男君登壇]

○10番（鈴木三男君） 皆さん、おはようございます。創和会の鈴木三男です。通告に従い一般質問させていただきます。今回は、利根川水門（樋管）についてと旧白山西小学校跡地の利活用について、2問、一般質問させていただきます。初めに利根川水門（樋管）ですが、これについて質問させていただきます。樋管と排水機場は、利根川堤防近辺に居住する住民にとって非常に重要な施設です。樋管は通常時には開けたままにし、堤内地に

降った雨水などを利根川に放流していますが、利根川上流が大雨により水位が上昇した場合には、ゲートを閉めて、利根川の水が堤内地に逆流しないようにしています。排水機場は、ゲリラ豪雨などによる内水氾濫を防ぐために増水した内水をポンプで利根川に排除する役割を果たしております。このように樋管と排水機場は、利根川上流での大雨による増水した場合や、利根川堤防近辺のゲリラ豪雨による内水氾濫を防ぐため、近隣住民にとって生命と財産を守る大変重要な施設です。現在、市内には13の樋管がありますが、そのうち排水機場が設置してある樋管は何か所ありますか、お尋ねいたします。

〔10番 鈴木三男君質問席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

建設部長、渡来真一君。

〔建設部長 渡来真一君登壇〕

○建設部長（渡来真一君） それでは、鈴木議員の御質問に答弁させていただきます。取手市は利根川とその支流の小貝川の二大河川が流れており、水と緑に恵まれた地域である一方、ただいま議員から御紹介いただきましたように、近年の豪雨災害の激甚化・頻発化による河川の氾濫や、市街地における内水被害等への懸念も多いことから、利根川沿川にある排水樋管と排水機場は、市民の生命と財産を守るための大変重要な施設であると認識しております。質問にございます排水機場が設置してある排水樋管は4か所ございます。具体的に申し上げますと、西一丁目地先の古戸排水樋管、新町五丁目地先の添排水樋管、取手一丁目地先の新町排水樋管、小文間地先の中谷津排水樋管の4か所となっております。以上です。

〔建設部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございました。今、部長の答弁で4か所の排水機場があることは理解できました。それでは、それぞれの所管はどこなのか御答弁を求めます。

○議長（山野井 隆君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） では、鈴木議員の御質問に答弁いたします。8つの排水樋管及び4つの排水機場を市が所管しております、5つの排水樋管を国土交通省利根川上流河川事務所で所管しております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。では次の質問ですが、どの樋管も完成してから40年以上が経過しているため、老朽化による故障などが心配されておりますが、施設や設備の改築予定について、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） では、お答えさせていただきます。樋管等排水機場の機能を維持するため、市では消防団による施設の操作点検と点検業者による設備の保守点検を実施しております。耐用年数を超える部品や、点検によって判明した施設などの不具合については、速やかに対応し、老朽化対策に努めているところです。現在のところ、施設

の維持管理については事後保全の対応が多くなっていることから、今後は維持管理と更新にかかるコストの縮減、平準化を図りつつ、安全を確保できるよう、まずは施設の長寿命化を含めた維持管理と更新に向けた施設計画の策定を検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。現場で施設の操作点検を行っている消防団によれば、施設の老朽化により不具合が生じる頻度が非常に多くなっていると伺っています。今後は事後保全の対応だけでなく、今課長が述べていただいたように、施設の長寿命化を含めた戦略的な維持管理と更新に向けた施設計画の策定を、ぜひ検討をして前向きに対応していただければと思います。

次に、樋管の維持管理は、市が消防団各分団と委託契約を交わして、施設の点検をされているかと思いますが、出水期と渇水期では操作点検の回数などに違いがあるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） では、お答えさせていただきます。消防団とは利根川沿川13樋管の操作点検の委託契約を結んでおります。委託の内容につきましては、6月から10月までの出水期には月に2回、それから11月から5月までの渇水期には、月に1回の樋管と排水ポンプの操作点検を実施することになっております。しかし、委託内容には大雨など有事の際に現場に出動し、状況に応じて樋管と排水ポンプの操作を行ってもらうという流動的なものもあり、こちらにつきましては、大雨が多くなる出水期にはおのずと出動回数が増えるといった状況となっております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。出水期と渇水期とでは操作点検の回数に違いがあること、また大雨による有事の際にも、出動して樋管と排水ポンプの操作点検を行っていただいているということは理解できました。

では次に、各分団への委託料についてはどうになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） お答えさせていただきます。消防団にお支払いする委託料についてですが、年度当初の委託契約時に定めた年額の委託料と、臨時出動の回数に応じた委託料を合わせたものを年度末にお支払いをしております。年額の委託料につきましては、各消防団が一律というわけではなく、排水機場がある樋管を担当する消防団は、排水ポンプの操作点検も実施することから、排水機場のない消防団とは委託料の差額などが生じてきております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。委託料については、定額のものと臨時出動の回数に応じて支払われるものがあること、さらに排水機場がある樋管とない樋管とでは、おのずと委託料に差異があるということは理解できました。

では次に、樋管や排水機場の老朽化により、これまで以上に施設の機能保全に向けたメンテナンスが必要になってきていると思いますが、市が樋管や排水機場の保守点検を実施する業者に求めるものがあれば、お聞かせください。また、樋管の保守・メンテナンス業者はどのように選定しているのかについてもお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） お答えさせていただきます。業者選定につきましては、指名委員会において決定された業者と入札を行いまして、委託契約を締結しております。点検業者に求めるものとしましては、対象の施設や設備の知識を備えていることが求められていると思います。そのほかには、委託契約の仕様書にも載せているような、臨時での点検が必要となった場合に、即座に対応するなどのレスポンスのよさなども挙げられると思います。以上です。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） 分かりました。樋管を定期的に操作点検する消防団からは、樋管に不具合が生じても保守・メンテナンス業者が即座に対応できないなど、レスポンスの悪さなども指摘されております。特に出水期には、樋管の故障が生じたときに即座に修繕できる体制が必要だと思います。ぜひ点検業者選定には、施設や設備の知識を備え現場を知る業者を選定していただき、樋管や排水機場の不具合に即座に対応できる体制を目指していただきたいと思います。

次に、西地区にある古戸排水機場と樋管を操作点検しております地元の消防団からは、大雨により内水が増水する中、ゲートが故障し開閉できないような緊急の場合や、土曜とか日曜日や夜間など市の職員が対応できない時間帯に施設の不具合が生じた場合などに、メンテナンス業者と直接連絡が取れるようになると都合がよいといった意見も届いております。こちらについては改善の見通しはあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） では、お答えさせていただきます。土日や夜間などに発生した有事の際に備え、現場にある操作盤の付近には、メンテナンス業者の担当者の連絡先や、排水対策課職員の緊急連絡先が分かる連絡網を設置しております。トラブルなどが発生した場合には、そちらを活用いただき連携を取ることが可能となっております。また、消防団との委託契約を結ぶ年度当初に、我々排水対策課と消防分団長が顔を合わせることのほかに、消防団から機器や設備の操作方法などについての質問があった場合などに、市と消防団だけでなく、より専門的な知識を持つ点検業者も呼びまして、3者で顔を合わせるようにもしております。こうして顔を合わせた関係性を構築しておくことにより、消防団が抱いている操作方法の不安や疑問を解消するだけでなく、緊急時における3者の連携を、より円滑にするものと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。特に利根川が増水し堤防近辺でも大雨により内水が増水した緊急な場合などには、地元の消防団が、排水対策課職員、またメン

テナント業者と即連絡できる体制が大変重要になってくると思いますので、日頃からこの3者でしっかりとコミュニケーションを取っていただき、緊急時には対応できるような体制をお願いしたいと思います。

次に、市内4か所ある排水場の中でも古戸排水機場は規模が大きく、2台ある排水ポンプによって内水を排水する能力は、毎秒5トンで1分間に300トンと伺っております。この排水能力を超える内水が発生した場合、雨水があふれて内水氾濫が発生することになると思いますが、その際の市の対応についてお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） では、お答えさせていただきます。市では平成27年より排水ポンプ車を所有しており、大雨などの災害に迅速に対応できるよう、日頃から点検などのメンテナンスを行っております。排水機場のポンプだけでの内水排除が困難と想定される場合には、排水ポンプ車を事前に設置し、より多くの内水を排除できるように備えております。排水ポンプ車での内水排除を可能とするためには、事前の準備が非常に重要になります。そのため市では、気象情報を常に注視し、排水ポンプ車の設置に備えております。なお、国土交通省が所有する排水ポンプ車の出動を要請することも可能となっております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。2台ある排水機場のポンプで内水を排水できない場合、市が所有する排水ポンプ車、さらに国土交通省が所有する排水ポンプ車の出動も可能であるということは、堤防近辺の住民にとって安心できる情報だらうと思います。

次に、利根川上流で降った大雨により危険水位に達し、内水を利根川に放流できないような場合には、どのような対応を想定しているのかをお尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 建設部長、渡来真一君。

○建設部長（渡来真一君） それでは、お答えさせていただきます。ただいま御質問いただいたような状況でございますけども、利根川の上流域で降った大雨が——これによりまして、利根川の水位が古戸排水機場の操作を停止させる水位に達する状況ということでございます。これまでの水位の状況というのを見ますと、例えば栗橋——上流の栗橋の水位が上がった場合、大体、取手の水位が上がるというのは約7時間——六、七時間、8時間後ぐらいに水位のほうが上昇するというデータもございます。そういう状況に合わせまして、市内でも大雨が降っている状況というようになった場合には、内水氾濫がこれは発災するおそれが高くなってしまいます。こうした場合には市の地域防災計画、こちらに基づきまして住民の方に避難指示を出すなど、住民の方の安全を最優先とした対応を取ることが想定されます。市では、そういう状況を極力未然に防ぐため、今、国土交通省が推し進めている堤防整備、河道掘削、それと稻戸井調節池の洪水調節、容量確保に向けた地内掘削、こういったさらなる整備促進の要望というものを、これまで沿川市町とともに行っております。こうした推進の効果によりまして、利根川の水位の低下が見込まれております。

ますので、こうしたことによりまして当市における内水被害が軽減されることにもつながるを考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。確かに利根川上流での大雨により古戸排水機場の操作を停止させる水位に達し、しかも堤防近辺の内水を利根川に放流できないような状況というのは、過去を見ますと、10年に1度とか、そういう頻度なのかなと思いますが、しかし最近の気象は、温暖化の影響により全国各地で線状降水帯が発生し大きな被害をもたらし、発生する頻度も高まっているのかなと思います。水害被害を最小限に防ぐためにも、ぜひ国土交通省が進める稻戸井調節池の整備推進や、それから、今年は市長・副市長にも国土交通省とか財務省にも要請をしていただきました稻地区堤防のかさ上げ工事、これは大変重要な工事であると思っております。利根川堤防近辺の住民が安心して住み続けられるような環境を、一日も早く整えていただくことを切にお願いし、この質問を終わります。御答弁ありがとうございます。

続きまして、旧白山西小学校跡地の利活用について質問させていただきます。旧白山西小学校については、建物を前田建設工業に売却する前は、白山自治会がグラウンドで運動会を開催し、校舎や体育館では地域住民が集いコミュニティーの場として利用してきました。また、白山自治会では白山七丁目・八丁目の住民を対象に、新町の八重洲ニュータウンでは新町五丁目・六丁目の住民を対象に、市の災害時の指定避難所として指定されていることから、毎年、体育館を利用して避難訓練を行ってきた経緯があります。ところが取手市が平成29年に旧白山西小学校の建物を前田建設工業に売却し、敷地を定期借地にしたことにより、グラウンドでの運動会をはじめ、取手市の災害時の指定避難所に指定されているにもかかわらず、体育館での避難訓練ができない状態が続いております。旧白山西小の校舎や体育館を前田建設工業に売却することが決まってからは、跡地の利活用について、前田建設工業との協議や市民説明会も開催されたと聞き及んでおります。特に体育館やグラウンドについては、地域コミュニティーの場として、さらに指定避難所としての防災拠点の機能維持の観点から、当時、前田建設工業とどのような取決めがなされたのかをお尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） それでは、御答弁いたします。今、議員のほうから、当時の経緯を大分ご紹介いただきましたけれども、この白山西小学校の跡地につきましては、議員からあったとおり、建物につきましては当時の現況のまま売却をいたしました。その後に、先方によりまして改修、一部改築といったことが行われまして活用されていると。そして土地につきましては、20年間の事業用定期借地権を設定をいたしまして賃貸をしておりまして、現在は土地と建物を一体的に先方の事業所として、その事業目的は主に研修施設として活用をされているという状況となっております。そんな中でこの前田建設工

業株式会社様からは、御提案として——会社のお考えとして、地域貢献に向けた取組を行っていくという考えがあること、それから——これは本来の事業での使用状況との兼ね合いというのももちろんあるんですけれども、地域全体のイベントですとか、防災訓練といったような行事に対しても、一時的な貸出しが可能であるというようなお話はいただいているところです。それから、お話にありました避難所でございますけれども、この避難所として使用を継続するということにつきましては、当時、協議を進める中で取り交わしました旧白山西小学校跡地の利活用に関する基本合意書というものの中に盛り込まれております、避難所として使用するということにも御同意をいただいているという状況でございます。

[政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。今、部長の答弁で、前田建設工業から地域貢献に向けた取組を行っていくこと、また地域全体の夏祭りや防災訓練などの行事についても、一時的な貸出しが可能であるという提案があつたことについては理解できました。また、先ほどの部長の答弁の中で、避難所として使用を継続することについても、旧白山西小跡地の利活用に関する基本合意書があるということですが、この合意書ではどのような内容になっているのかをお尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 政策推進課長、篠原慎吾君。

○政策推進課長（篠原慎吾君） お答えいたします。旧白山西小学校跡地の利活用に関する基本合意書の中の第5条で、防災拠点機能の維持という項目が設けられてございます。内容としましては、契約締結後においても、取手市が旧白山西小学校跡地の土地及び建物を取手市地域防災計画に定める避難場所及び避難所としての使用を継続することについて、前田建設工業株式会社が承諾するというものでございます。地域コミュニティーに対しましては、当該事業者におきましても、寺原駅南口の改修への協力や地元学校の施設見学の受入れ、また甚吉邸の一般公開など、様々な形で地域貢献活動が展開されているところでございます。なお、地域主催の行事等への協力につきましては、市も関与させていただきながら、内容に応じて都度相談させていただくというような形になろうかと考えてございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。では旧白山西小学校は、白山自治会では先ほどもお話ししましたように、グラウンドでの運動会や体育館では子どもたちの体験の場として利用し、住民の交流の場として、また地域コミュニティーに重要な施設でしたが、取手市が旧白山西小学校の建物を前田建設工業に売却したことにより、白山地区の一部では地域住民のコミュニティーの場が失われております。先ほどの説明では、旧白山西小学校跡地の利活用について、前田建設工業の提案の中で、地域の夏祭りや運動会の開催についても事前に日程調整すれば使用可能と理解してよいのかどうかお尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 政策推進課長、篠原慎吾君。

○政策推進課長（篠原慎吾君） お答えいたします。前田建設工業株式会社からは、地域全体の活性化や充実に資するような夏祭りですとか運動会などの地域全体の行事等につきましては、日常の事業運営との兼ね合いなどを含め、支障が出ない日程が調整できれば、一時的に貸し出すことは可能とのご協力意向はお示しいただいてございます。もし地域からそのようなお申出があれば、市が窓口となりお話を伺いした上で、当該事業者へお伝えし御相談したいと考えてございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。今の御答弁で、地域全体の活性化に資するような夏祭りや運動会などの行事等については、日常の事業に支障が出ない日程で調整できれば、一時的に貸出しは可能ということですが、今後、地域住民から御要望がありましたら、ぜひ取手市が橋渡しをしていただき、住民の要望に応えていっていただきたいと思います。

では次に、白山自治会、新町の八重洲ニュータウンでは、災害時の指定避難所と指定しているにもかかわらず、十分な避難訓練ができない状況は先ほども述べました。取手市と前田建設工業との間で、旧白山西小跡地の利活用に関する基本合意書によれば、災害拠点機能の維持の観点から、土地及び建物を取手市地域防災計画に定める避難場所及び避難所として使用を継続することに承諾するとあります。これを前提とした質問です。避難訓練は土曜か日曜日に予定しているが、体育館の開放が、セキュリティーの関係上難しいとのことから、敷地に入ることができず門前まで行って引き返す状況です。避難訓練ですから、体育館を開放していただかないと十分な訓練にはなりません。今後は、取手市を通して前田建設工業に事前に日程調整すれば、敷地及び体育館での避難訓練は可能と理解してよいのかどうかお尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、お答えさせていただきたいと思います。こちら、前田建設工業株式会社様とは平成30年に、災害時における施設利用の協力等に関する協定、こちらを締結してございます。災害時における避難所としての利用や、訓練実施に伴う協力について定めているものでございます。地域住民によります同社様の防災訓練の実施については、先ほどありました地域行事等と同様に可能ではございます。ただし、やはり研修機関として年間を通じて多くの期間稼働しているというような会社様としての事情もあるようですので、日程の調整が必要となってまいります。それが整えば、体育館や敷地での防災訓練も可能であるということでの御回答もいただいているところでございます。また、同社様からの御要望としては、訓練実施をする際は、個別にというよりも、できましたらまとまって——複数の自治会ですとか自主防の方がまとまって実施する形を希望されております。具体的な訓練内容ですとか日程等については、詳細に調整を行っていく必要があろうかなと思います。市といたしましても、地域防災力の向上に向けて、地域

における防災訓練ですか防災イベント実施に伴う支援を行うなど、積極的に連携を図ってまいりたいと考えているところでございます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） 部長の前向きな御答弁ありがとうございます。今まで——先ほども述べたんですけども、門前まで行って中のほうには入れないと、もちろん体育館も使用できない、そういう避難訓練しかできなかつたと、地元の自治会からはお伺いしております。今、部長の答弁から、市を通して日程調整さえ行えば体育館や敷地での訓練も可能だということは大きな前進だろうと思います。特にここは、今部長が御心配されてるのは、確かにいろんな自治会がこの跡地を利用するということになると、やっぱり前田建設工業さんだって一般企業ですから、業務に支障を来すようなことになると問題があるということなんで、恐らくこの避難所を訓練として利用するのは、白山の八丁目・七丁目、あるいは八重洲ニュータウンの新町五丁目・六丁目、この辺が大体対象エリアになるのかなと思いますので、ぜひ自治会のほうから要請があった場合は、年に一度まとまった形で利用できるような形で自治会のほうにお願いしていただいて、市のほうが前田建設工業さんのほうに要請を出していただくというような形でお願いできれば、近隣住民の、特に高齢者の皆さんにとって、遠くまで行くよりも近くで防災訓練ができるということは非常に助かるんだろうと思います。

次に、現実に災害が発生し住民が避難したとき、果たして体育館を開放していただき避難所として利用できるのかどうか——これ、現実に災害が発生したときに利用できるのかどうかということなんんですけども、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。先ほど部長からも答弁がございましたように、前田建設工業株式会社様とは、災害時における施設利用の協力等に関する協定を締結しておりますので、災害対策本部等で避難所の開設が必要と判断した際には、本協定に基づき開設協力について要請を行ってまいります。また、実際の開設につきましても、施設の安全状況や災害の規模によって対応が異なってまいりますので、要請時に施設管理者等と協議を行った上で、避難所として開設を行ってまいる、そのように考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。取手市が民間にお願いし指定避難所としているのは、前田建設工業以外にもありますけども、これは近隣に公共的な避難所がなく、やむを得ず民間企業の協力を仰がざるを得ない状況だろうと思います。市としても、民間企業とは平時からしっかりと連携を取っていただき、災害が発生しても、市民の皆さんのが安心して民間の避難所を利用できる体制づくりが大変重要になってくると思います。このことを申し上げ、私の一般質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、鈴木三男君の質問を終わります。

続いて、落合信太郎君。

[14番 落合信太郎君登壇]

○14番（落合信太郎君） 公明党の落合信太郎です。通告に従いまして、早速、一般質問をさせていただきます。まず初めに、夜間中学校についてです。この質問は、私2回目となります。今年の10月に我々公明党市議団で、香川県三豊市立高瀬中学校夜間学級を視察させていただきました。こちらは夜間学校で、学齢期の生徒の受入れを行う不登校特例校（学びの多様化学校）として、2022年3月に全国で初めての指定を受けた学校でもあります。現在、10名の生徒さんが在籍をされておりました。授業風景も拝見をさせていただきましたが、本当に明るく伸び伸びと皆さん学習されているのが大変印象的ございました。2020年の国勢調査では、中学校を卒業していない義務教育未了者が、全国で少なくとも90万人程度いることが明らかになりました。さらに近年は、不登校児童生徒の増加などを背景に、夜間中学の全国的な設置へのニーズが高まっております。公明党としても全力で推進をしているところでございます。そこでまず初めに、茨城県における夜間中学校の現状について、お聞かせをください。

[14番 落合信太郎君質問席に着席]

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

[教育部長 飯竹永昌君登壇]

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、落合議員の御質問に御答弁させていただきます。茨城県内の夜間中学校は、常総市立水海道中学校夜間学級の1校がございます。こちらにつきましては令和2年4月1日に開校しております。設置につきましては、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律において、「地方公共団体は、学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかつたもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講じるもの」とされております。現在、このような学校は26都道府県、また15指定都市で、合わせまして62校設置されております。令和7年11月1日時点で、水海道中学校夜間学級では、定員30名に対しまして28名の生徒が在籍しております。以上となります。

[教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 落合信太郎君。

○14番（落合信太郎君） この水海道中学校夜間学級——例えば、取手市から公共交通を使って通学すると、大体1時間弱ぐらいかかるというようなところにございます。先ほども全国で32都道府県62校ということで、全国で約2,000の方が今この夜間中学校で学ばれているそうであります。日本人生徒の約8割は、十分な教育が受けられないまま中学校を卒業し学び直しを希望する人であります。夜間中学校の潜在的なニーズというの、すごい高いということでございます。我々の視察したこの三豊市の夜間学級の校長先生もおっしゃっていたんですが——そこじゃなくて福岡の夜間中学校なんですが、生徒

さんを募集したら、100名ぐらいのお問合せがあったというようなお話を聞いております。

そこで、次の質問なんですかけれども、この夜間中学校が地域において果たしている、この役割についてどのように認識しているか、お聞かせください。

○議長（山野井 隆君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 落合議員の御質問に答弁させていただきます。現在の夜間中学校は、地域における学び直しの場であると同時に、多様な人々が交流し社会参加や地域の一員としての自覚を育む拠点として重要な役割を果たしているところです。具体的な役割としましては、教育機会の保障が挙げられます。不登校経験者や外国籍の方、そして様々な理由により学校に通えなかった方など、義務教育を修了していない方、多様な背景を持つ人々に学び直しの機会を保障する場として大きな役割を果たします。また、包括的な社会の拠点や地域文化とのつながりを深めるという点においても、大きな役割を果たしていると捉えております。多様な背景を持つ方々が、年齢や国籍を問わず机を並べて学ぶことで、互いの違いを理解し合い地域社会における共生を育む場となります。また、外国籍の生徒さんに対しましては、日本語指導を行うことで、地域での生活や就労に必要な力を身につける支援をしているところでございます。さらに地域の文化や伝統を学習に取り入れることで、地域社会との結びつきをより一層強め、文化の継承にも寄与しているところです。進学・就労への橋渡しという視点からも大きな価値があると捉えています。卒業後の進学や就労に向けた進路指導を行い、地域社会で自立して生活するための基盤を整える役割も果たしているところでございます。以上のように夜間中学校の役割については、地域において教育の機会の保障、包括的な社会の形成、文化継承、進路支援など多岐にわたる拠点となっているところです。本市としましても、これらを踏まえ県や他市町村・関係機関と連携・協力をし、地域に根差した夜間中学校の充実を図るため、支援をしていきたいと考えているところです。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 落合信太郎君。

○14番（落合信太郎君） この夜間中学校が果たしている役割・重要性、改めて再認識をさせていただきました。次に、本当にすばらしい夜間中学校なんですかけれども、やはり様々な課題もあるというふうにも聞いております。例えば三豊市さんですと、高瀬夜間中学校でも、財政面ですか、多様な生徒さんに対応する教職員の確保なんかが挙げられておりましたが、この取手市教育委員会が認識している夜間中学校の課題についても、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御質問に答弁申し上げます。現在の夜間中学校の課題としましては、学習者の多様化の問題が一番に挙げられます。所属する生徒の多くを外国籍の方々が占めるなど、学習者のそれぞれの背景が多様化しており、日本語指導や生活支援を含めた教育体制の強化が求められているところです。また少人数でありながら、個別対応が必要な機会が数多くあり、教員の専門性や研修の充実が不可欠と捉えております。さらに、様々な背景や置かれている状況が違うので、仕事や家庭の事情で通学が難しい生徒に

対応するため、現在、遠隔授業やオンライン支援の導入が課題となっております。文部科学省では、全ての都道府県、政令指定都市に少なくとも1校の設置、これを目指しているとともに、ＩＣＴを活用した柔軟な学習支援や地域住民への広報活動を強化する方針を示しているところです。夜間中学校の存在を広く周知し社会的理解を深めることも、重要な課題の一つとして捉えております。本市としましても、文部科学省の方針を踏まえ、これらの課題を少しでも解決できるよう、関係各所と連携・協力していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 落合信太郎君。

○14番（落合信太郎君） ありがとうございます。今、超党派でも、この夜間中学等義務教育拡充議員連盟と全国夜間中学校研究会は、これ様々な課題、設置などを教育の機会確保法の——この議員立法なんですけれども、改正を目指すよう訴えていくということも聞いております。最後に、夜間中学校に対する取手市の対応についてお聞かせいただければと思います。

○議長（山野井 隆君） 学務課長、石橋陽一君。

○学務課長（石橋陽一君） お答えいたします。取手市教育委員会における夜間学級との関わりとしましては、入学希望者が提出する入学許可申請書、こちらに添える入学許可副申書の作成を行っております。また、夜間学級の現状や生徒数などの状況、今後の夜間学級の運営についての協議の場として、年2回開催される常総市立水海道中学校夜間学級に係る連絡協議会の参加がございます。常総市外、取手市から夜間学級へ入学するためには、常総市教育委員会が8月から9月に開催する入学希望者に向けた説明会に参加した後に、常総市教育委員会へ願書を提出することとなっております。その後、常総市教育委員会及び水海道中学校が実施する面接で就学資格や志望動機の確認を行い、面接結果の通知がなされます。面接の合格者は、居住する市町村の教育委員会が作成した入学許可副申書を必要な書類とともに常総市教育委員会に提出、その後、常総市から就学通知書が発送されることとなっております。引き続きまして、問合せ等が寄せられた場合には、常総市教育委員会と連携をしながら、しっかりと対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 落合信太郎君。

○14番（落合信太郎君） 本当にこの——繰り返しになりますが、様々な事情で義務教育を十分に受けられなかつた人が学ぶ夜間中学校の必要性は本当に高まっております。希望する誰もが学び直せる場を全国に広げ、また市としても周知・啓発、また生徒さんへの支援なども温かく見守っていただきますようよろしくお願ひ申し上げまして、この質問を終わりにします。ありがとうございました。

次に、加齢性難聴の早期発見について質問させていただきます。耳のフレイル予防についてであります。高齢化が進む日本社会において、より長く健康な生活を送る上で、予防医療の重要度は増しております。これは確実に推進をしていかなければなりません。予防医療とは、生活習慣の改善などを通じて病気の発症を予防するほか、健康診断により病気の早期発見・治療を促し重症化を防ぐものであります。健康寿命の延伸や生活の質向上に

つながることが期待され、推進する意義は大変大きいと思っております。高市首相も、攻めの予防医療と所信表明でありましたが、具体的な政策としては、がん検診や歯科検診——取手市はもう先駆けて行っておりますが——充実など、スピード感を持って推進するとのことであります。一方、我が国は高齢化に伴う社会保障の増大などにより、国民の負担感も高まっております。医療へのアクセスを抑えて社会保障費を減額させる意見もありますが、公明党は、予防医療によって健康な人を増やすことで費用を削減し、保険料を抑制するよう主張しております。ともあれ、一次、二次、三次予防をしっかりと行うことが大切であります。そこで現在、取手市のこの集団健診、健康検査、健診では、この聴覚検査項目がございません。この加齢性難聴を伴うヒアリングフレイルを早期に発見するため、この特定健診の場でこの検査の導入が図れないか、お聞かせください。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、彦坂 哲君。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康福祉部長（彦坂 哲君） ただいまの落合議員の御質問に答弁いたします。ただいま落合議員のほうから御紹介・御案内ございましたように、現在、市のほうで行っております、主に国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査や後期高齢者医療制度の対象者を対象とした健康診査における集団健診の場においては、聴力検査のほうは行っておりません。こちらは受診者の利便性を第一に考えまして、取手ウェルネスプラザや福祉交流センターといった大規模会場で実施をしているところが多く、そのほか地域の自治会館や集会所といった小さなところも使っておりますが、令和7年度の実績において18の会場で実施しております。健診を委託しております取手医師会に確認をしたところ、集団健診会場において正確に聴力検査を行うためには、高音や低音が聞き取れるよう、ある程度気密性——密室性が確保された場所を用意する——確保する必要がございまして、それぞれの会場の関係から、集団健診の場において聴力検査を実施することは難しいという現状であることを確認しております。国民健康保険や後期高齢者医療制度において受診料の補助を行っております人間ドックの場合につきましては、聴力検査は日帰りドック・脳ドック・肺ドック、それぞれ共通の標準検査の項目となっておりまして、令和6年度の実績におきましては、3,014人の方々がこちらの検査——ドックのほうを受けている、このような状況となっています。以上です。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 落合信太郎君。

○14番（落合信太郎君） 集団健診でこの聴覚検査を行っていない自治体というのも結構あるそうでございます。この難聴の高齢者を掌握する取組が広がっていない主な理由には、実施するに当たっての法令的な裏づけがないこと、また市民・住民の要望が少ないことが挙げられていると言われております。とは言いましても、日本聴覚医学会理事で愛知医科大学の内田特任教授は、加齢性難聴の多くは何十年もかけて進行していくため、聞こえが悪くなっている自覚がないまま過ごしていることがあるそうです。このため、定年退

職した高齢者に対し、聴力を定期的にチェックできる検査などの機会を設けることは重要であると語っております。そこで、他市の取組なんですけれども、自覚しづらい加齢性難聴の高齢者を早期に発見して支援するため、静岡市は、この4か月間で65歳以上の高齢者を対象とした「聞こえのチェック」(全20回)を市内各所で実施したそうです。参加費は無料。チェックで難聴が疑われる人には医療機関の受診を促す。その検査を機に補聴器が必要だと診断されると、静岡市では購入費を3万円まで助成するそうです。また、この静岡市の清水南部交流センターの一室では——ある光景なんですけれども、市民が列をつくって聞こえのチェックを行っているそうです——集団健診とは別に。参加者はアンケートをもらい、「聞き返すことがよくありますか」などの設問に答えると。その後、スマートフォンやタブレット端末のアプリで聴力のテストを実施し、端末から「あ」ですとか「た」などの声が幾つか再生され、聞こえた文字を入力する、その正誤によって聞こえ具合が点数化される。70代の女性は、「思ったよりも聞こえなかった。自分じや分からないので、こうした機会はありがたい」と話していたそうです。市は、高齢者がチェックを受けられるよう会場を工夫し、ショッピングセンターのほか、体操・デイサービスの会場など、高齢者が集まる場で開催し、ついでに参加できるようにしたそうです。

さらに、この静岡市さんが力を入れたところが、チェックを耳鼻咽喉科などの受診につなげることで、アプリのテストで聴取率が6割を下回るなど難聴が疑われる人には、受診を勧める表を渡す。その人に対してはチェックから3か月後に医療機関を受診したか電話で確認——チェックの運営、受診勧奨などは民間に委託したそうです。ぜひ本市でも、ヒアリング——集団健診でできなかつた方たち、そのほかの方たちにも、このヒアリングフレイルチェックをこの商業施設やイベント会場などで行うことはできないか、お聞かせいただければと思います。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、直井 徹君。

○健康福祉部次長（直井 徹君） 落合議員の御質問にお答えいたします。イベント会場、商業施設等における耳のフレイルチェック、御紹介ありがとうございました。現在、取手市ではフレイル予防の普及啓発のため、例年1月末から2月初めにかけてフレイルイベントを実施しております。本年度は、年明け2月3日に実施の予定となっております。落合議員から御紹介いただきましたように、そういった場で耳のフレイルチェックですとか普及啓発することは有効だと考えております。今後、言語聴覚士などの協力体制や、取手市におけるイベントを商業施設等の場でどのようなことができるのか、御紹介いただいた内容も含めて、他市町村での実施内容などを参考にしながら調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 落合信太郎君。

○14番（落合信太郎君） 資料お願いします。

〔14番 落合信太郎君資料を示す〕

○14番（落合信太郎君） これは武藏野市さんのホームページから御了解いただいて掲載をさせていただきました。武藏野市さんも補聴器購入助成制度を行っているところなん

ですが、やっぱりこの難聴のリスクって結構あまりまだ知られてないんですよね。ですので、そういった講師の方をお招きして講演会も行ったそうで、「耳から始めるフレイル予防」ということで。これ私も拝見して、本当改めて難聴に対してのリスクというものを再認識したところですので、ぜひこういった講演会——専門家の先生なんかもお招きして開催していただけたらなというふうに思います。

次に、この補聴器購入助成について質問をさせていただきます。本議会でも、令和3年——今から約4年前に取り上げられ、議論はある程度尽くされておりますが、その後、本市の高齢者人口は増え続け、加齢に伴って耳が聞こえづらくなる加齢性難聴への支援の重要性も上がっております。放置して意思疎通が難しくなれば、認知機能の低下や、鬱、社会的孤立につながるリスクが高まるとされており、早期の支援を強化する必要があることは、いや増して高まっております。加齢性難聴の進行の具合は、個人差はあるものの誰でも起こり得る課題です。国立長寿医療研究センターによると、軽度以上の難聴がある人は、65歳以上で急増し、70代前半で男性の約5割、女性は約4割を占めるそうです。一方で、難聴を自覚している人のうち補聴器を所有している人の割合は15.2%にとどまっています。この日本補聴器工業会が2022年に行った調査ですと、各国の補聴器保有率の調査によりますと、最も普及しているデンマークでは55%、日本は16か国中15位と、低い状況が明らかになりました。その背景には、難聴のリスクに関する認識の低さや、補聴器の使い心地などの満足度が低いことも課題としてあるそうです。この補聴器を有効に活用するには、聞こえの状況に合わせて調整を繰り返す必要があり、医師や専門家との連携、周囲の理解と協力も重要になります。国と——本市におきましても、市民への正しい知識と普及啓発を合わせて、専門的な助言の下、補聴器使用を支える環境を整えていってもらいたいというふうに思っております。また一つのハードルとして金銭的——金銭面で負担の大きい補聴器購入費用への助成も大切だと思っております。新潟県では県内全市町村で難聴の高齢者に助成を行っているほか、この茨城県内では、高齢者補聴器助成事業を行っている自治体はごく少数でしたが、令和6年度から補聴器助成事業を開始する自治体が増加中で、今年の7月現在で、茨城県内で高齢者補聴器購入費用助成事業が確認できているのは11市町村だそうです。脳と目を除く、首から上の全ての領域を見ることができるスペシャリスト集団、我が国が誇る日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会は、補聴器の使用は難聴による日常生活への支障を改善させることから、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸が期待されるとしております。本市は高齢化率——3人に1人が高齢化の本市、この補聴器購入助成制度を導入すべきと考えますが、御見解をお聞かせください。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部長、彦坂 哲君。

○健康福祉部長（彦坂 哲君） ただいま議員のほうから、加齢による難聴に伴う様々な危険性であったり、及ぼす影響などについて御紹介いただきまして、ありがとうございました。当市といたしましても、そのような危険性、また補聴器などで補うことによる重要性については認識しております。しかしながら、議員からも御紹介ありましたように、補聴器は生活環境に合わせながら適切に調整すべき繊細な医療機器でございます。厚生労働

省が定める医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律によりまして管理医療機器というものに分類されておりまして、個別の調整が欠かせないものとなっております。そのような中、補助金によるその効果、また補助金に対するニーズなどを改めて調査・検証するとともに、先ほども御紹介ございましたが、茨城県内でも幾つかの市町村が開始されましたので、補助金について——これらによる効果やニーズ、そういうしたものも検証しながら引き続き検討のほうを進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（山野井 隆君） 落合信太郎君。

○14番（落合信太郎君） まずは、市民への啓発が大事だと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げまして、この質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

最後に、不用な園芸用土の回収について質問をさせていただきます。家庭で園芸を楽しむ市民は多く、民間事業者の調査によりますと、家庭園芸人口は国内で約300万人とも言われているそうです。ホームセンターなどで園芸用土の種ですとか苗を買って、プランターや植木鉢で育てた後、園芸用土の取扱いについて困っているというようなお声もいただいております。特に取手市は、マンションのベランダで栽培しての方も多くて、普通の戸建てのうちですと、庭にある程度混ぜて循環をさせたりしているというお話を聞くんですが、マンションですとそういうこともなかなかできなくて、もうカチカチになったこのプランターの土が置きっぱなしというようなお声も聴いているところでございます。ここ

のとっても——資料をお願いします。

[14番 落合信太郎君資料を示す]

○14番（落合信太郎君） とっても詳しい分別事典なんですけれども、これ拝見しますと、土は収集できませんと、で、空欄になってるんですよね。途方に暮れてしまうという、じゃあどうしたらいいのということで、当然、常総環境センターでも受け入れできませんし、市内のそういう回収する場所もなくて——というようなお声も聴いているんですが、今現在の認識している取手市の状況をお聞かせいただければと思います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

[まちづくり振興部長 森川和典君登壇]

○まちづくり振興部長（森川和典君） それでは、お答えをさせていただきます。家庭から排出される不用な園芸用土というところの回収についてでございます。現在の状況でございますが、今、議員のほうからお話をいただいたとおり、園芸用土につきましては、自然のもの——自然物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める一般廃棄物ではないため、市では回収を実施していないところです。このため、市民の方から不用となった園芸用土の処分方法などについてお問合せがあった際、議員のほうからも御紹介いただいたように、少量の土であれば自宅敷地内での再利用、あるいは庭の埋め戻しなどを御案内してあるところなんですが、例えばマンションなどで、どうしてもそういうところができないよというようなお話の方であれば、現在は、つくば市にあります民間の回収事業者の

ほうを御紹介をさせていただいている現状でございます。

〔まちづくり振興部長 森川和典君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 落合信太郎君。

○14番（落合信太郎君） ちょっと遠いなっていう。で、これもまた他市の取組なんですがけれども、このような不用となった家庭用の園芸用土を回収しリサイクルする取組を民間事業者と連携して行っている自治体があります。いろんなホームセンター——取手市にはないホームセンターなんですがけれども、亀岡市ですとか東京の青梅市や昭和市【「昭和市」を「昭島市」に発言訂正】、自治体と連携して店舗での不用になった園芸用土を無料で回収し、園芸用土のメーカーと協力してリサイクルして再び園芸用土として販売しているそうです。昭和市【「昭和市」を「昭島市」に発言訂正】では、この園芸用土は、ふるいなどで石や植物などの不純物を取り除いた上で、購入袋——購入時の袋に入れ、店舗の回収箱に入れます。回収された土は高温で殺菌された後に、再び園芸土として販売されます。このホームセンターの会員登録をすれば無料でできるそうなんですが、誰でも利用できる上に、そのホームセンターで購入した土でなくても回収してくれるそうです。このような取組をしているホームセンターなんですが、水平リサイクルシステムということで、2024年度に環境省主催のグッドライフアワードにおいて実行委員会特別賞も受賞している、大変すばらしい取組がありました——知りました。本市もたくさんの幾つかホームセンターがあるかと思うんですけども、こういった民間事業者と連携し回収リサイクルの取組を行うことができたら、市民サービスの向上につながるのではないかと思いますが、最後、それをお聞かせください。

○議長（山野井 隆君） まちづくり振興部次長、木村太一君。

○まちづくり振興部次長（木村太一君） ただいま御紹介いただきましたように、民間事業者、大手ホームセンターの一部で不用になった園芸用土の回収リサイクルを提携して実施しているというところは、私どもも把握しております。一部、自治体のほうでも回収しているというところは聞いてございます。今後、市といたしましては、まず土の再生利用の方法であったり、少量ずつ適切に排出する方法につきまして、市の広報紙等を通じて市民の皆さんに情報発信をしていきたいというふうに考えてございます。また、先ほど御紹介いただいた、こうした民間事業者の園芸用土のリサイクルであったり回収サービス、そういうものにつきましては、今後も調査を続けてまいりまして、調査研究していきたいというふうに考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 落合信太郎君。

○14番（落合信太郎君） ぜひ、今後も市民サービスの向上に努めていただきますよう、よろしくお願い申し上げまして、質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、落合信太郎君の質問を終わります。

13時20分まで休憩いたします。

午後 0時17分休憩

午後 1時20分開議

○議長（山野井 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、落合信太郎君から発言を求められていますので、これを許します。

落合信太郎君。

[14番 落合信太郎君登壇]

○14番（落合信太郎君） 先ほどの私の一般質問の中で、園芸用土を回収しリサイクルする取組を行っている自治体として、東京都の「昭和市」と申し上げましたが、「昭島市」に訂正をお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 議長はただいまの訂正を認めます。

一般質問を続けます。

続いて、佐野太一君。

[6番 佐野太一君登壇]

○6番（佐野太一君） 佐野太一です。私のために残っていただき、どうもありがとうございました。

[笑う者あり]

○6番（佐野太一君） 一生懸命頑張ります。最後の質問になります。最後まで、よろしくお願いいたします。それでは通告に従い、質問いたします。まず、災害時の避難所スターターキット整備についてです。最初に、避難所の初動整備とスターターキットの必要性について少しお話をさせていただきたいと思います。災害と言えば、地震や台風、大規模な水害を想像される方も多いと思いますが、しかし実際には、私たちの身の回りに存在するリスクはそれだけではありません。近年では、突発的な豪雨による浸水、河川の越水や内水氾濫、突風・竜巻による被害、さらには住宅密集地における集合住宅火災など、避難を伴う事案は年間を通じていつでも起こり得ます。そして、その避難先である避難所で必要とされる対応は、私が考えるところ、まず安全に受付を行い名簿を作成し、避難スペースを区切り、プライバシーを配慮し、高齢者や子ども、女性が安心して過ごせる空間を用意し、必要な掲示物で動線を整え落ち着いた環境を確保することだと思います。これらは災害の規模や原因にかかわらず、避難所が果たさなければならない必須機能だと考えています。しかし、実際の災害の発生状況によっては、避難所を開けたとしても、その後の初動を市の職員ができず、避難住民がその初動を担う可能性もあります。つまり、避難所運営の重要な課題の一つとして、災害避難の混乱時に、市職員が開設から初動まで確実に行えるかどうかは分からぬという点にあります。取手市でも避難所開設キットは準備されており、それ自体は大きく前進した取組です。しかし、災害の形態が多様化し、避難所が立ち上がるタイミングや混乱状況において、物品を備蓄しておくだけでは十分ではありません。そこで今、全国の先行自治体が取り組んでいるスターターキット方式とは、まさにこの、誰が開設しても同じ品質の初動ができるこれを確保するための仕組みになります。スターターキットには、初動でプライバシーと安心に直結するゾーニングを示す掲示物、女性専用・授乳行為などのスペースを示す区分ラベル、動線を確保するための備品、作業を迷わせない行動手順書などがセットになっており、災害の種類を問わず、避難所の基本

形が最初の30分で立ち上がるよう設計されています。そして、避難所の初動が整っているかどうかは、避難者の不安感に決定的な差を生みます。初動段階でプライバシー配慮や専用スペースの確保が遅れた避難所ほど、不安やトラブルが発生しやすく、初動の遅れがそのまま不安や混乱に直結すると言われています。だからこそ、市として初動の質を担保するスターターキットに取り組む必要性があると考え、これから質問をさせていただきます。

まず、本市の避難所開設キットについて、これまでどのような考え方、また目的の下で整備してこられたでしょうか、お伺いいたします。

〔6番 佐野太一君質問席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、お答えさせていただきたいと思います。取手市では市民生活の安全を確保するため、避難所の開設につきましては、発災直後の混乱を最小限に抑え、被災された方々を速やかに受け入れることが極めて重要であると考えてございます。これは先ほど佐野議員がおっしゃられたとおりだと思います。その中で、避難所機能を最短時間で立ち上げるために、避難所開設ボックスを整備しているという状況でございます。こちらの避難所の開設ボックスにつきましては、避難所の開設時や運営時において避難者を受け入れるための物資を必要最小限で収納しており、災害時の速やかな避難所開設及び運営に有効的な役割を果たしているものと考えているところでございます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。では、現時点での避難所開設ボックス、その強みと課題、特に初動のゾーニングや掲示物の観点から、どのような不足が現在あると認識しておられるのか、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。避難所開設ボックスの強みといたしましては、避難所を開設する際に必要な物品が一括して管理・提供できるため、迅速な避難所開設が可能となり、避難者の受入れがスムーズに行えます。また、簡単な筆記用具やごみ袋、手洗い用石けんなど、日常的に使用する物品もそろっているため、避難所の運営を円滑に進めることができます。一方で、避難所内のゾーニングにおける表示については、外国人や高齢者、子どもを含む全ての方々が一目で理解できるよう、表示物等にピクトグラムを用いる必要性も認識しております。既にピクトグラムを用いた表示の作成も行っているところでございます。今後も多文化共生社会に対応した、より分かりやすい案内ができるよう、順次対応をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 現在の開設キットは、物品セットとしての役割はかなり果たしていると思います。ただスターターキットは、物品の備えだけでなく初動の行動順序まで一体で設計する点が特徴になっています。誰が開設しても同じ手順で進めるようにすることが、この目的です。そこで、お伺いいたします。現在の避難所開設キットを、誰でも避難所をすぐに整えられるスターターキットという観点から見直し、ゾーニング用掲示物、区分ラベル、初動行動の手順書などを一まとめにして、再構築していくお考えはございますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。避難所開設ボックスの中身につきましては、これまでの取手市における災害対応の経験や、他市町村で発生した災害対応などを参考に、必要な物資を選定しているところでございます。しかしながら、近年、災害の規模が甚大化していることや、感染症対策や要配慮者への対応など、避難所運営の在り方が多様化していることから、必要な物資についても都度、見直しや更新を行っているところでございます。なお現在、取手市で整備している避難所開設ボックスは、本市の避難所班職員において避難所の開設を行うことを前提に整備しているところでございます。再構成についてですが、現在、地域の方による避難所の開設に向け、試験的に避難所開設用キーボックスの設置を行っておりますので、その中で避難所開設ボックスにつきましても、御意見を伺いながら整備をしていきたいと考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 現在の開設ボックスは、職員の方が開けることが前提ということですね。基本的には鍵を職員の方が開けるというのが、キーボックス以外の避難所では原則になってるかと思います。鍵を開けて中に入りました、その後に即、初動行動を取ることになると思うんですが、その初動行動を取る前に、例えば何かトラブルが起こったとか、職員の方でないとできないような何か事案が発生したときには、その初動行動を二の次にしても、まずそこに取つかかるというような事案も出てくると思います。そこで鍵は開けたとしても、初動行動に入るときに職員の方が手をつけられない状況がもあるならば、ほかの例えば自主防災会の方や自治会の方や、その地域に避難してきた方々が、そのボックスを開けることによって初動体制をある程度整えられるというのが、今回スターターキットの目的としています。それで、全国には既にスターターキット方式の取組を行っている自治体が幾つかございます。これはゼロからこれからつくるということでなくて、よい部分を積極的に取り入れていただいて、取手市版のスターターキットというものを作成するのに落とし込んでいただくのが効率的なのかなというふうに私は考えています。そこで、避難所スターターキット方式や掲示物の標準化に取り組む先行自治体の事例について、本市はどの程度、調査・把握しているのか、特にどの点を有効な参考材料として見ておられるのかを、お伺いしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。避難所開設ボックスの導入事例につき

ましては、発災後の迅速な避難所開設に向け、既に幾つかの自治体で導入されており、例えば、愛知県名古屋市や滋賀県草津市では、取手市と同様に、避難所開設時に必要な物品を一式にまとめた避難所開設キットを整備してございます。中身につきましては、いずれも筆記用具などの日用品や、避難所内の案内表示などのほか、佐野議員からもお話がございましたように開設手順書が示されているような書類もございます。取手市におきましては、他市の事例もございますが、まずは現在行っている自主防災会による避難所開設訓練においていただきました御意見や、避難所班職員の意見などを参考に順次整備をしているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。避難所開設訓練、非常に重要かと思います。お話を聞きしたところ、まずは、職員以外の方であれば自主防災会——自主防の方々が先頭を切ってやっていただけたとありがたいというようなお話がありまして、今後もそこをプロセスの中に——1番に加えて、これから地域住民の方ということも含めて広げていかれるということだと理解しております。そこに、やはり今後もアップデートしていく上では、そういう避難訓練等も見直していかなければいけないと思うんですが、避難所開設キットを今後、私の言うところのスターターキットという形として見直すに当たり、どの部局を中心にどのような府内体制やプロセススケジュール、改良を進めていきますか。また、地域住民や自主防災組織など、実際に避難所運営に携わる現場の声をどのような形で公式に反映されていくのか、計画的なものも含めてお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 総務次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。避難所開設ボックスの改善につきましては、その実効性を高めるため安全安心対策課のみで進めるのではなく、実際に避難所運営に関わっている避難所班の職員や、現在行っています自主防災会による避難所開設訓練においていただいた御意見などを参考に、それぞれの視点に基づいた物品の選定や運用方法の改善を行っているところでございます。このように、関係する方々の意見に基づき、より実態に即した質の高い避難所開設ボックスの整備を今後も続けていきたいと考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。避難訓練——避難所の開設キットを試す機会というのはそうそうそんなに多くはないと思います。今現在やられている水害の避難訓練等や開設——キーボックス等の開設等の訓練も行っているというふうにお聞きしておりますが、できましたらそれに加えて、小さい規模でもいいと思うんですけども、この形で初動体制が整えられるかどうかという確認の意味も含めて、一般の住民の方、または自主防災や自治会の方に協力をお願いして、ぜひキットの見直しを図るためにも、ちょっとそういうものをしっかりと整えていただきたいというふうに考えています。スターターキットは、一度作ってしまえば——今、申し上げたとおり、終わりではなくて、本当に実際に使ってみて何が足りないとか、これが必要だとかということを洗い出していただきたい

て改良を重ねていくということが必要だと思います。まずは、一旦、これでいいだろうというような開設キットをしっかりと整えていただいた上で、避難所等での訓練、試行の導入を必ず行っていただきたいと。で、改良したスターターキットを、まず、例えばモデル避難所に試験配備しまして、避難訓練等の機会に実際に展開してみることで検証する、段階的導入についてというのをちょっとと考えていただきたいと思います。これについては本市はどのようにお考えになられてますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。段階的な導入につきましては、もう既に避難所班においても様々な取組を行っているところでございます。そういった中で、災害時に避難所の開設を迅速に行い円滑に運営を行っていくためには、避難所開設ボックスを整備するだけではなく、ボックスを活用した訓練を実施していくことが大切であると考えております。現在、地域の方による避難所の開設に向け試験的に実施している自主防災会による避難所開設訓練においていただきました御意見を参考に、避難所開設ボックスの更新及び訓練を継続的に実施し、段階的な導入も行っているところでございます。今後も、より迅速かつ円滑な避難所開設に向けて、取手市における災害対応の経験や他市町村で発生いたしました災害対応なども参考に、より実効性の高い避難所開設ボックスの運用を目指してまいりたいと考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 総務部長、吉田文彦君。

○総務部長（吉田文彦君） すみません、少し補足をさせていただきたいと思います。避難所の開設訓練というところでございますけども、市民の方、自主防の方にお願いするというところは今、試行的にキーボックスを設置した中で取り組んで、どういったところに課題があるかということを今検証しているところでございます。キーボックスの設置についても検証をしながらということなんですが、その避難所開設訓練については、年間で数回実施しております。これは避難所班として、福祉部門とそれから教育委員会部門のほうがあるんですが、その避難所班のほうが自主的に職員が協力をし合って開設訓練を行って、誰もが開設できるというような体制を今構築しているというところです。その中では、例えば避難所を開けるだけではなく、例えばそこで感染症が発生しないためにはどのようにしたらいいかというところについても、通常業務とは別にそういうところも——保健所の職員を講師にお願いして、避難所における感染防止の勉強会を実施したりということで、避難所開設について、職員については誰もが同じように開設できる、また、どのような形でそういう感染を防止できるかというところについては、そういった形で独自でやっていただいているというところがありますので、そういう取組についても、申し訳ございません、ちょっと補足をさせていただきます。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 部長の御答弁ありがとうございます。職員の方の訓練は非常に今充実して、職員の方誰でも開設できるような形を整えていただいているということで受け止めさせていただきます。そこに一段階、踏み越えて、やはり地域の住民の方だとか、そ

といった方々が突然、避難所で開設——初動体制に関わることになった上でも、何かそこの初動体制に関わっていけるというような、その形のお願いをしているというようなことです。ここまで私も非常に防災については、前回も含めていろいろやらせていただきました。ぜひとも、今現在もすごく進めていただいているということは理解しておりますので、ぜひ、どんどん積極的にアップデートしていっていただきたい、今の形をぜひ整備していっていただきたいと思います。

それでは次の質問で、ペットの同行避難の安心確保のため、このスターターキットの導入についてを御質問させていただきます。ペットの同行避難が一般化する中で、共に避難する方は確実に存在します。そのため避難所の初動で、ペットの区分掲示、衛生対策を迅速に整える必要があります。現在、本市にはペットエリア専用のスターターキットは整備されていませんが、今後整備を進めていきたいという意向はお伺いしております。そのため、掲示物、区分ラベル、衛生資材、初動手順を一体化した、ここではペットエリアの専用のスターターキットを導入していただきたい、ペット同行避難の安心確保を図る必要があると考えております。本市の今後の方針と進め方をお聞きしたいと思いますが、まず本市として、ペット同行避難に関する現在の備蓄資材の整備状況、ペットエリアの開設・運営に関わる現行の考え方、それらをどのように認識されておられますでしょうか。また、今後ペット用のキットや備蓄を整備していきたいという意向について、現時点で描いておられる方向性などについてもお伺いしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。ペットは家族の一員として、人生のパートナーとして、生活の支えとする認識が一般的になりつつあり、災害時に飼い主とペットが同行避難することは、飼い主の心のケアからも重要であると考えございます。ペットを飼育していることで避難をためらうことがあってはならないと認識しており、そのため災害時ペットと同行避難をしてきた方々が安心して避難生活を送れるよう、ペット避難所開設ボックスを整備し、開設に必要な資機材のほかに、速やかにペット飼育場所の設置を行えるよう、避難所におけるペット飼育場所の設営手順書作成を現在進めているところでございます。このペット避難所開設ボックスの作成に当たりましては、動物との共生や適正な飼育の専門的見地から、市動物愛護協議会にも御協力をいただき、具体的な内容を盛り込むべく作業を進めているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。今、進めていただいているということで理解させていただきました。ペットエリアについても、人の避難スペースと同様に、初動の混乱を抑える仕組みが必要だと考えています。物資を個別に備蓄するだけでなく、この箱を開ければペットエリアの骨格が30分で立ち上がるというようなスターターキットを整備することが、私としては希望しております。そこで、本市が今後ペット関連の備蓄を整えていくに当たり、掲示物——先ほどから申し上げているように掲示物や区分ラベル、衛生資材、初動手順を一まとめにした、いわゆる誰でも開けて初動体制が整えられるよう

なペットエリアのスターターキット方式で整備することについては、どのようにお考えになられているかをお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。避難所におけるペットの飼育場所設営につきましては、発災直後の混乱期において、人への対応と同様に、遅滞なく速やかに設置できる体制を整えることが重要と考えております。整備に当たりましては、さきの避難訓練の課題や被災自治体の取組や課題などを参考にするとともに、市動物愛護協議会での協議に出席し、連携を深めながら具体的な内容を作成しているところでございます。ペット避難所開設ボックスの整備後は、避難所班等へ周知し、発災時における初動対応の迅速化を図ることで、ペット同行避難された飼い主の皆様が、安全かつ安心して過ごせる避難所環境づくりにつなげていきたいと考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） では、ペットエリアの整備やスターターキットの方式、これも全国には先行例という自治体がございます。これについて本市はどの程度調査・把握されておられるか。また、それらを踏まえて、取手市として今後どのようなペットエリアのスターターキットのイメージを今現在持たれているかということを、お伺いさせていただきたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。ペット避難所開設ボックスの整備につきましては、他自治体で取り組んでいる事例については承知しております。それらの先進的な取組については、調査並びに担当者への聞き取りなどを実施し、より効果的なペット避難所開設ボックスの作成に取り組んでいるところでございます。また今年度末には、環境省において、人とペットの災害対策ガイドラインの改定が予定をされております。市といたしましてもその改定内容についても注視し、必要に応じて、ペット避難開設ボックスの内容も適宜修正していくなど、常に実効性の高い災害対応の確立・維持を考えているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 積極的に調査などをしていただいて、ありがとうございます。先行例なども含めて調査、大変ありがたく思っておりますが、いよいよ本当に国もガイドライン等に着手してきたなということで、私も大変内容については注目しております。この内容がどうなるかというのはまだ分からぬんですけども、やはりその内容に沿ったものを、またはそれ以上のものを、ぜひ組み立てていっていただきたいという希望を申し上げておきます。ペットエリアスターターキットも、机上だけで設計することというのはなかなかできないので、実際の避難所で展開してみることで、こちらも初めて改善点が見えてくると思います。その意味で避難所——避難訓練等で先行導入と検証が必要だと私も考えています。そこで、ペットエリアスターターキットの整備に当たって、どの時期までに基本的な仕様を固めていくか、どの避難所をモデルとして位置づけ訓練の場で試行してい

くかなど、今後の整備スケジュールとモデル避難所での試行について、本市の見解をお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 総務部長、吉田文彦君。

○総務部長（吉田文彦君） それでは、お答えさせていただきたいと思います。まず開設ボックスについてでございますが、こちらは本年度中に、市の動物愛護協会におきまして皆様の御意見を伺った上で、策定を——完成を目指したいと考えてございます。もう既に案については一度、御覧いただいているという状況でございますので、そのようにさせていただきたいと思います。また、じゃあそれをいつどのような形でということと、モデル避難所でということなんんですけども、こちらについては、今のところ毎年実施しております水害時の避難訓練のときに、実際にそれを展開してみて、様々な御意見を伺いたいということで考えているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 承知いたしました。ぜひ、協議会や——避難訓練なんかは私も、いつも参加させていただいているんですが、いろんな方の意見を取り入れて進めていただきたいと思います。本市のさらなる前向きな御検討を進めていただき、一日も早い充実した整備を期待させていただきまして、この質問は終わりとさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、特定妊婦支援の在り方についてです。特定妊婦支援の現状と課題及び今後の支援体制の在り方について、幾つかお伺いしたいと思います。まず、特定妊婦について少しお話を私からさせていただきたいと思います。特定妊婦とは、妊娠期の段階から経済的困難、家族関係の問題、若年妊娠、外国籍、精神疾患、DV、住居不安定、その他様々な要因により出産後の養育に困難が生じる可能性が高く、特に支援を必要と認められる妊婦を指すということです。背景として、様々な要因が複雑に絡み、全国の虐待死亡事例の検証でも、妊娠期の把握不足や産前産後の——ごめんなさい。産前産後の支援の不十分さが深く関係しているとのことです。本市では約4年前に久保田議員が特定妊婦については一般質問をされておりました。しかしその後の取組状況を確認いたしますと、特に大きな進展は見られず、実質4年前からの横ばい状態と言わざるを得ません。本市は、今年こども部を創設し、こども政策に力を入れているところだと思います。特定妊婦支援は、妊婦を守ることが子どもを守ることにつながる、最も重点的に取り組むべき政策の一つだと私は考えております。私は以前から、特定妊婦や要支援妊婦の方々への支援に携わってまいりましたが、ここ数年、支援の対象となる方々が大変増えていると感じております。支援と言っても大変難しい対応が求められますが、守るための方策は数多くあると思います。今回、要支援妊婦については、明日、根岸議員が質問してくれますので、ここでは特定妊婦について質問と提案をさせていただきたいと思います。

そこで、本市の特定妊婦数は年間10人前後という数になっております。全国平均や県平均と比べての割合は特段少ないわけではありません。さらに、出産数は年々下がっているにもかかわらず、特定妊婦や要支援妊婦数は減っておりません。本当に必要な妊婦を把

握できているのかが重要で、特定妊婦数自体は多くない本市だからこそ、個別ケースの分析を通じ改善点を積み上げられるはずと思っております。そこで、お伺いいたします。特定妊婦数、それぞれの背景区分、妊娠届出時の面談で把握した課題、産前産後の支援の内容など——内容や結果など、これらの情報いろいろ出てくると思いますが、本市としてはどのように扱って整理しているのかをお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

こども部長、助川直美さん。

[こども部長 助川直美君登壇]

○こども部長（助川直美君） 佐野議員の御質問に答弁いたします。市では現在、保健師等の専門職が妊娠届出をされた全ての妊婦との面談を実施し、妊娠サポート表を用いて、妊娠中の体調や妊婦とそのパートナーの気持ち、既往歴や協力者の有無、心配事の有無などに関する聞き取りを行い、個々の妊婦の状況把握を行っております。その上で、支援を要すると思われる妊婦を把握した場合には、妊娠期のアセスメントシートを用いて特定妊婦に該当するか否かを検討し、支援方針会議等によって特定妊婦と判断された方には、要保護児童対策地域協議会において専門職による連携した支援を実施しているところです。詳細につきましては、担当課長より御説明させていただきます。

[こども部長 助川直美君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

こども相談課長、樋口康代さん。

○こども相談課長（樋口康代君） それでは、詳細について、ご答弁申し上げます。まず、取手市における近年の特定妊婦の推移についてです。令和4年度が7名、妊娠届出者の1.3%に当たる数字です。令和5年度が8名、妊娠届出者の1.7%です。令和6年度が9名、妊娠届出者の1.9%というふうに微増傾向にございます。特定妊婦と判断した要因及び背景としましては、未婚かつ、自身の家族とも不仲で産後のサポートが見込めないケース、また幼少期に被虐待経歴があり精神疾患等の障がいがあるケースなど、複数の要因が絡み合っているケースもございました。なお、これらの特定妊婦を含む妊婦面談の記録の管理につきましては、面談後、まず健康管理システムに記録しております。特に特定妊婦を含め支援を要する妊婦の記録は、健康管理システムの記録のほか、情報を分かりやすくまとめるためフェイスシートを作成するとともに、特定妊婦を含む要支援妊婦台帳を作成し、リスク要因の項目や関わりのきっかけ、医療機関からの情報や会議の結果などを含めた支援状況、次回の支援時期や方針などを一覧としてまとめております。担当者の異動や突発的な対応を要する場合においても、滞りなく支援を継続できるよう努めております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） では、本市の支援によって実際に改善した事例を——いろいろ難しい点もあると思います。個人情報などに抵触しない範囲で一例を挙げて教えていただけると——教えていただきたいと思います。

○議長（山野井 隆君） こども相談課長、樋口康代さん。

○こども相談課長（樋口康代君） では、御紹介いたします。こちら御紹介するケースは、複数の障がいがあり、経済面に不安を抱える未婚の妊婦の事例でございます。御本人・御家族とも疾患に対する病識が希薄であり、産後に必要になると思われる医療福祉サービスにつながる必要がございました。そこで、専門医、ソーシャルワーカー、御家族、市の福祉部門・保健部門による個別支援会議を開催し、導入するサービスや支援の進め方を協議し、支援方針を共有いたしました。御本人と御家族に対し、医師から、病状説明や産後の症状の悪化の可能性、地域でのサポートの必要性について丁寧な説明を行い、その後、福祉部門にて訪問看護や家事援助サービスを御案内し、サービスの提供を開始いたしました。保健センターとこども相談課では、出産前・出産後の家庭訪問を実施し、サービス導入による安定した日常生活や精神的な安心感を獲得できている状況を確認できました。このケースにおきましては、受けられるべきサービスにつながっておらず、生まれてくる赤ちゃんの心身の安全確保に課題がございましたが、専門医をはじめとする各専門分野の支援者の集結、協議、生活改善のための支援方針決定により、疾患の内容や支援の必要性を丁寧に説明でき御理解いただいたことで、医療福祉サービスのスムーズな導入につなげることができました。このように妊婦や御家族のみでは解決できない課題については、各分野の専門職が支援方法を協議・検討し、当事者以外の御家族の支援を促したり、また今ある社会資源、サービスの活用を促すことが重要だと認識しております。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 支援によって命や家庭が守られるということは、大変よかったですとと思います。面談というところは非常に重要だと思います。この面談についてなんですが、本市では、妊娠届出時に全員と面談を行っているということです。重要なのは面談を実施しているかどうかということではなく、その質と標準化ではないかと考えています。そこで、お伺いいたします。妊娠届出時の面談において、市として統一された評価項目、基準——記録基準、支援判断基準など、担当者のばらつきを防ぎリスクを漏れなく把握する仕組みに、今おっしゃられた面談はしっかりと整備されておりますでしょうかをお聞きいたします。

○議長（山野井 隆君） こども相談課長、樋口康代さん。

○こども相談課長（樋口康代君） お答えいたします。妊娠届出時面談では、妊娠サポート表と合わせまして、標準化したリスクアセスメントを行うツールとしてのリスクアセスメントシートを使用しております。リスクアセスメントシートで確認する心身の疾患や生活歴などのリスク要因と合わせて、妊婦の表情やしぐさ、コミュニケーション力、雰囲気などを考慮しながら、妊婦や家庭の全体像を捉え、総合的な判断により支援が必要と認められた場合には、電話や面談、訪問などにより継続的に支援を行っております。なお面談後、ケース検討が必要な場合には、係の内部で情報を共有し、支援の方向性を協議し決定をしております。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） では、その本市の特定妊婦支援会議——とでも呼ぶんでしょうか、その会議については、中身の運営体制はどのようにになっているかをお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） こども相談課長、樋口康代さん。

○こども相談課長（樋口康代君） お答えいたします。対象者の把握後の流れとしましては、こども相談課内における協議や支援方針会議を踏まえ、要保護児童対策地域協議会における支援の対象者になるかどうかを判断いたします。対象となった場合には、要保護児童対策地域協議会における個別支援会議を実施し、特定妊婦が抱えるニーズや課題解決に向け、各方面からの専門的な意見交換・情報共有により、支援の方向性を決定しております。具体的には、市の福祉部門や医療機関、NPOなどの各種民間支援団体、学校、保育所や警察など、特定妊婦やその御家族の状況に応じた関係機関の方に御参加をいただいており、情報共有や支援の方向性、各機関における役割分担などについても検討・決定するなど、効果的な会議運営に努めています。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。なかなか支援をしても支援に結びつかないということはあると思いますが、背景に本当に様々な要因がたくさんあって、個々問題が異なるというような点をやっぱり追っかけていくには、決められた人員体制で運営していくほかに、様々な専門部署ですとか専門家の意見も聞きながら進めていく必要があると考えてますので、今現在それができているということでしたら、しっかりと続けていっていただきたいんですけども。例えば今、結びつかないという話が出ましたが、実際にそういう支援をしても改善に結びつかなかつた場合、その原因の分析などはどうに行われているかをお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） こども相談課長、樋口康代さん。

○こども相談課長（樋口康代君） 個別支援会議で決定した支援方針に基づき支援を実施していく中で、状況の改善や懸念事項の解消が図られない場合がございます。そういう場合には、児童相談所や警察といった機関も入る要保護児童対策地域協議会の実務者会議——進行管理会議と呼んでおりますけれども、こちらにおいて、これまでの支援方針や関わり、その結果などを共有・分析をしております。そして、これまでとは別のアプローチ方法や支援方針を変更するなどして、引き続き課題や懸念事項の解消に努めています。また、ケースによっては個々の事情から支援の途中で転出をされる方がいらっしゃいます。課題解決に至らぬまま関わりが途絶えてしまうケースがございますけれども、このような場合においても、要保護児童対策地域協議会として、転出先へケース移管というものを行います。支援対象が市外に転居されても、転居先の市町村で切れ目なく支援が受けられるように対応しております。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 転居先でもまた支援を切れ目なく行うというのは、大変よいと思います。ぜひ、今後もよろしくお願いしたいところなんですが、続きまして——ここは私の今回の一番の肝なんですが、出産して退院後1週間は、数々の機関で最重要期と位置づ

けているといわれています。本市の規模なら、この1週間以内に100%訪問は十分に可能と考えています。そこで、特定妊婦への出産後——退院後、1週間以内の訪問は、どの程度これまで実施されておりますでしょうか。また、実施できなかつた理由などがあれば教えてください。よろしくお願ひします。

○議長（山野井 隆君） こども相談課長、樋口康代さん。

○こども相談課長（樋口康代君） お答えいたします。特定妊婦の産後訪問についてでございますが、特定妊婦ということだけで、一律に1週間以内に訪問あるいは対面による面談を実施しているわけではございません。それぞれのリスク要因——置かれた環境は様々であることから、産後の支援者が確保できたり、里帰り出産で不在になる方なども含め、退院後1週間以内により手厚い支援が必要かについて、関係機関とともに検討・判断をしています。産後の生活やお子さんの養育に支援が必要な方に対しては、1週間以内に複数回行くこともありますし、状況によっては産後、毎日訪問しながらというふうに個々に応じた対応を実施しております。また、産科医療機関におきましては、妊婦健診や出産後のリスクを把握していることから、必要時、タイムリーに市と情報を共有する等、医療機関との連携も密にできております。中には医療機関において、入院中にフォローが必要と判断され、退院しないまま産後ケア利用となる方もいらっしゃる状況です。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 1週間以内の訪問は、完璧にはできていないということだと思います。これはまた後でちょっと取り上げたいと思いますので、先進みます。本市では妊娠届出時から支援を開始しておりますが、支援が最も必要な妊婦ほど届出を出さない、受診しないなどの実態があることも事実です。多くはありませんが、全国を見るとこの課題に対し、妊娠SOS型の支援を進めている自治体もございます。共通点は、行政窓口に来ない妊婦を匿名アウトリーで拾う体制を制度化していることです。その他、電話・メール・LINE等で匿名の相談を受け付けたりとか、医療受診の動向や一時保護なども、こういったのに含まれているようです。そこで、本市はこれら先行例のどの部分を評価し、どの部分を導入と考えてますでしょうか、調査している範囲で教えてください。

○議長（山野井 隆君） こども相談課長、樋口康代さん。

○こども相談課長（樋口康代君） 先行事例としまして、兵庫県、岩手県、神奈川県等の妊娠SOS窓口について確認させていただきました。いずれのホームページにおきましても、予期せぬ妊娠に悩む当事者にダイレクトに響くような表現で相談先を明確に御案内しており、妊娠検査薬や緊急避妊、里親制度や特別養子縁組、出産・育児をサポートする制度例など、関連情報も分かりやすく表示し、必要としている方に届きやすい情報発信となっていました。相談者にとっても相談先が明確に分かることや、電話以外にもLINEやメールでアクセスができることで、相談する行為の敷居を下げることができており、結果、支援につながりやすくなっていると感じました。取手市におきましては現在、妊娠届出時に茨城県にて開設している「いばらき妊娠・子育てほっとライン」というものを御案内しております。「いばらき妊娠・子育てほっとライン」では、予期せぬ妊娠に限らず、

様々な妊娠・出産にかかる相談を受け付けており、電話では話しにくいという方のために24時間LINEでの相談も受け付けております。当市では、妊娠などに関する相談は、隨時こども相談課や保健センターにて対応している状況ですが、「いばらき妊娠・子育てほっとライン」等の相談先も含めた各種情報について、今後も引き続き積極的に発信していきたいと思っております。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。まだまだお聞きしたいことは数々あるんですが、時間の関係で、ここで私からちょっと提案を幾つかさせていただきたいと思います。誠に恐縮なんですが、ちょっと提案をさせていただきます。

まず1つ目、妊娠届出時の全面談時——今現在、聞くところ、大体ほとんどやられてるということでしたが、統一のアセスメント面談として必ず実施していただきて、把握漏れやばらつきを減らす制度的面談としての整備を今後も続けていただきたいと思います。この辺についてはいかがでございましょうか。

○議長（山野井 隆君） こども相談課長、樋口康代さん。

○こども相談課長（樋口康代君） こちらにつきましては、これまで個別の必要性を判断した上で実施してきた状況でございますけれども、産後1週間以内の訪問を基本とし、里帰り出産などの個々の状況に応じながら、なるべく早期の訪問に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。今、御答弁の中にありましたお話とちょっと重なるんですが、私の2番目の提案としましては、特定妊婦への産後——退院後1週間以内訪問をできれば100%実施していただきたい。できる数だと私は考えております。今の御答弁は、これをやっていただけるというような御答弁で受け止めてもよろしいんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） こども部長、助川直美さん。

○こども部長（助川直美君） お答えいたします。先ほど佐野議員のほうから、完璧にできていないのではという御質問をいただきましたけれども、再度、重なってしまう部分もございますが、以前に久保田議員から御質問をいただいたときにお答えしたのも私自身ではございますけれども、その当時から保健師として、また関連職員と連携を取りながら、特に特定妊婦に関しては、本当に妊娠中も含めまして、それ以降の産後の育児というところをとても重要視をしながらアプローチをしてまいりました。また、先ほどの課長のほうの答弁にもございましたが、特定妊婦の1週間以内に全てをしているということではないというお話もありましたけれども、今までの経過を見ながら、その訪問をしていなかったケースというのは、家族の中で支援者がいますという状況であったり、また里帰りをして、こちらの取手市にいらっしゃらないというような方のみであって、それ以外の方に対しては、やはりどのような支援をアプローチをしていくべきかということは、もう妊娠中から関係機関で連携を取って支援計画も立てておりましたので、徹底してアプローチはしてお

りました。そのような中で必要な方に対する対応では、個々に応じて状況も違いますので、徹底したアプローチは今まで同様続けていきたいと思います。それが完璧に1週間以内というかどうかとなりますと、やはり個々に応じて状況も違いますので、それは臨機応変に対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 分かります。実際にその場におられない里帰りされた方や、御家族の方の協力を得られないとか様々な事情は抱えておると思いますが、それを抜きにして、対応できる方々が残っておられる場合は、この場合は1週間以内の訪問というができるというようなことになりますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） こども部長、助川直美さん。

○こども部長（助川直美君） お答えいたします。その対応できる方という部分は、先ほどの支援者がいるとかという方であれば、一概にやらないということでもなく、その状況は確認しております。支援者がいるので全く——電話であったりとか、確認をしていないということではなく、今までフォローしてきておりますので、どのような方が支援者であるのか、どのような回数で支援をしていただけるのかなど、詳細を確認しつつになりますので、重ね重ね繰り返しになってしまいますが、個々に応じた対応を今後も続けてまいりたいと思います。以上です。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） そうなると——1週間以内にできないとなると、最初にやるのが2週間の健診が最初になるというケースが多くなるということでしょうか。

○議長（山野井 隆君） こども部長、助川直美さん。

○こども部長（助川直美君） 医療機関によって、出産後、退院する時期というのは様々だと思います。まずは医療機関のほうで、やはり徹底した対応とともに、様々な状況を確認しておられますし、またその後、課題が見つかった場合には、市と情報を連携しながら実施しているということになります。また病院のほうでは、1か月健診でまた健診があるということもありますけれども、あとは保健センターのほうでも、保健師のほうの新生児訪問もございますし、やはり連携を取りながら、どのような形がよいかというのは個々に応じて徹底してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 分かりました。ちょっと平行線になってきたので、これ以上は進めません。ただ、私からは希望として、1週間健診というのは発見の場であって、予防介入ではないということ、最重要の1週間の健診は、これ制度として位置づけない理由が私には理解できません。年間10人未満の特定妊婦であれば、100%訪問は現実的な数字だと思います。なぜ重要期の支援として制度化しないのか、これをもう一度ご検討いただきたいということを希望して、先に進めたいと思います。

要望としては、あと3つ目です。特定妊婦支援会議を、支援の質を高める、継続的に高めていく、改善が生まれる会議、実務会議というものに、どんどんアップデートしていく

だきたいと思いますが、それを踏まえてどう思われますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） こども相談課長、樋口康代さん。

○こども相談課長（樋口康代君） お答えいたします。先に答弁のほうで申し上げましたとおり、会議の中では情報共有にとどまらず、支援の方向性や役割分担についても検討・決定を行っており、対象者に応じた多方面の専門職が集結した実効性の高い会議となっております。今後も実効性を下げることなく取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 分かりました。続きまして、困難な背景ごとに、誰もが迷わず最適な支援につないでいくというのは最重要だと思います。人によっての差が出たり、迷いが出て遅れる支援になってしまふということはいけないと思っています。その背景別支援ルートの支援をするためのルート図、こういったものをしっかりと整備していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） こども相談課長、樋口康代さん。

○こども相談課長（樋口康代君） お答えいたします。現在、背景別の支援ルート図は存在しておりますが、要保護児童対策地域協議会に特定妊婦として登載する際に作成する在宅支援アセスメントプランニングシートというものがございます。こちらのシートの中には、地域の社会資源などを確認する欄がございます。一例を挙げますと、治療やカウンセリング、訪問看護や服薬管理、家事支援や障害手帳の取得、障がい者自立支援、生活保護、シェルター、諸手当の手続支援など、多様な記載がございます。この確認欄を用いまして、現在関わりのある社会資源だけでなく、今後サービスとして使うことが期待される社会資源を改めて確認することができます。特定妊婦の生活状況、家庭状況と照らし合わせ、本人の希望に沿った社会資源サービスの導入に活用している状況でございます。佐野議員ご提案の背景別の支援ルート図につきましては、初めて携わる職員にとっても、視覚的に明確な実務フロー図になり得るかとは思います。現在、保健師2名が特定妊婦への支援業務を行っており、つなぐべき社会資源や関係機関との情報連携についても十分に認識し、迅速な連携対応を取ることができておりますが、背景別の支援フロー図が存在すれば、後々配置される職員にとっても大変役立つマニュアルになるかと思いますので、今後徐々に整えていくことを検討したいと思います。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 分かりました。最後に、妊娠届出前の妊婦の問題を把握する体制を構築し、本市の支援を根本から強化していく取手版妊娠SOSモデルの構築です。これは、行政に届きにくい妊婦へ届く、最後の命綱となると思っています。この計画モデルの構築、いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） こども相談課長、樋口康代さん。

○こども相談課長（樋口康代君） 取手市版の妊娠SOS——とまではいかないのですが、現在、こども相談課では電話やメールと並行して、今後、スマホ市役所としてLINEを活用したこども家庭相談の開始を検討しているところでございます。その中で、今回ご質

問い合わせている予期せぬ妊娠SOS相談についても、LINEメニューに専用のクリックボタンを表示するなどで、相談活用が促されるのではないかと思っておりまますので、今後システムの仕様を確認しながら……

[チャイム音]

○こども相談課長（樋口康代君）（続）前向きに導入のほうを検討していきたいと考えております。また、先進自治体のホームページでは、相談者視点に立ったキーワードであったり、ページ構成を目に止まりやすい表現にするなどで、支援を必要とする方が情報を取得しやすいページとなっておりますので、当市の公式ホームページにおいても、相談先の必要な方がアクセスしやすいよう工夫をしてまいりたいと思います。また、保健センターにおいては、来年度より産婦人科として助産師などによるオンライン相談を開始すると聞いておりますので、併せて御活用をしていただきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。ホームページの目に届くところにアクセスできる、これは非常に大事だと思います。探しに行かなければ見つからないというのは、なかなか支援につながらない。たまたま見ていたら目に止まったというような形で相談ができるシステム、それをちょっとしっかりと意識していただきたいと思います。

特定妊婦への支援は、妊婦と子どもを同時に守る最重要の支援だと私は考えています。この妊娠期から産後までの支援体制こそ、中心に位置づける必要性を強く私は感じています。取手市の支援で確実に救える命があり、支えられる家庭があると思います。先ほどの妊娠——退院後1週間の件については、ちょっと平行線で、事前の打合せでは大変いい私は感触を得ていたので、ちょっとさっきの御答弁に関しては私も驚いてしまったんすけれども、できればその辺も含めて検討をしていただきて、ぜひとも救える命、支えられる家庭を多くつくっていただきたいと思いまして、以上で私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

[チャイム音]

○議長（山野井 隆君） 以上で、佐野太一君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 2時24分散会